

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年8月30日

**【事業年度】** 第13期(自平成23年6月1日至平成24年5月31日)

**【会社名】** 日本 E R I 株式会社

**【英訳名】** JAPAN ERI CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 中澤 芳樹

**【本店の所在の場所】** 東京都港区赤坂八丁目5番26号

**【電話番号】** 03-3796-0223

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 加藤 茂

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区赤坂八丁目5番26号

**【電話番号】** 03-3796-0223

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 加藤 茂

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 5 月	平成22年 5 月	平成23年 5 月	平成24年 5 月
売上高 (千円)	6,994,556	10,126,460	8,975,958	10,438,345	11,289,002
経常利益又は 経常損失( ) (千円)	212,793	187,729	478,179	1,046,952	1,310,702
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)	349,293	264,497	524,877	671,800	702,248
包括利益 (千円)				671,800	702,248
純資産額 (千円)	241,692	532,498	1,058,745	1,683,150	2,169,981
総資産額 (千円)	1,611,591	1,960,871	2,475,775	3,887,894	4,272,942
1 株当たり純資産額 (円)	29.13	63.26	130.98	211.98	274.41
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失( ) (円)	46.49	34.13	67.72	86.67	90.21
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)		34.05	67.64	86.37	89.90
自己資本比率 (%)	14.0	25.0	41.0	42.4	50.0
自己資本利益率 (%)		73.9	69.7	50.5	37.1
株価収益率 (倍)		12.8	5.2	11.5	8.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	134,622	614,849	376,479	1,266,844	543,498
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	19,844	24,017	9,694	27,717	343,426
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	107,040			45,217	212,748
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	210,820	801,652	1,168,437	2,362,347	1,262,673
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	640 (55)	721 (50)	722 (61)	789 (76)	858 (80)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第 9 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第 9 期の自己資本利益率、株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4 第10期は、決算期変更により平成20年 4 月 1 日から平成21年 5 月31日までの14ヵ月となっております。

5 平成23年 6 月 1 日付で、1 株につき300株の株式分割を行っており、第12期期末日の株価は権利落後の株価となっております。なお、第12期の株価収益率は、権利落後の株価により算出しております。

6 当連結会計年度より、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号 平成22年 6 月30日)、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号 平成22年 6 月30日)及び「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 9 号 平成22年 6 月30日)を適用しております。

当連結会計年度において株式分割を行いました。第 9 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益又は当期純損失( )及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成20年3月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月
売上高 (千円)	6,962,031	10,072,263	8,939,102	10,310,762	11,078,770
経常利益又は 経常損失( ) (千円)	204,573	178,599	477,952	1,095,527	1,323,471
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)	341,552	256,369	525,171	675,516	719,534
資本金 (千円)	966,480	966,480	966,480	979,246	984,540
発行済株式総数 (株)	25,834	25,834	25,834	25,912	7,790,100
純資産額 (千円)	246,836	528,723	1,056,615	1,684,735	2,188,853
総資産額 (千円)	1,612,152	1,955,604	2,471,067	3,872,150	4,272,984
1株当たり純資産額 (円)	29.86	62.94	130.70	212.19	276.83
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	( )	( )	( )	6,900 (2,500)	30 (14)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失( ) (円)	45.46	33.08	67.76	87.15	92.43
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		33.00	67.68	86.84	92.11
自己資本比率 (%)	14.3	24.9	41.0	42.6	50.5
自己資本利益率 (%)		71.3	70.0	50.7	37.8
株価収益率 (倍)		13.2	5.2	11.4	8.2
配当性向 (%)				26.4	32.5
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	634 (55)	715 (50)	716 (61)	762 (76)	825 (80)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第9期の自己資本利益率、株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4 第10期は、決算期変更により平成20年4月1日から平成21年5月31日までの14ヵ月となっております。

5 平成23年6月1日付で、1株につき300株の株式分割を行っており、第12期期末日の株価は権利落後の株価となっております。なお、第12期の株価収益率は、権利落後の株価により算出しております。

6 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度において株式分割を行いましたが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

7 平成23年6月1日付で、1株につき300株の株式分割を行っております。第12期の1株当たり配当額及び1株当たり中間配当額は、株式分割前のベースで記載しております。なお、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり配当額及び1株当たり中間配当額は以下のとおりであります。

1株当たり配当額 23円

1株当たり中間配当額 8.33円

## 2 【沿革】

年月	事業内容
平成11年11月	住宅品確法(注1)に基づく住宅の性能評価・検査業務、建築基準法(注2)に基づく建築物の確認検査業務を目的として、東京都港区赤坂に日本イーアールアイ株式会社(現 日本E R I株式会社)を設立。
平成12年3月	建築基準法に基づく指定確認検査機関として、民間会社では初めて建設大臣(現 国土交通大臣)の指定を受け、4月1日から本社で東京都(島嶼部を除く)、千葉、埼玉、神奈川の1都3県を業務区域として確認検査業務を開始。
平成12年10月	東京、横浜、千葉、さいたまの4支店、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡の6事業所を開設。住宅品確法に基づく指定住宅性能評価機関として建設大臣(現 国土交通大臣)の指定を受け、新築住宅に係る住宅性能評価業務(注3)を日本全域を業務区域として本社のほか上記10拠点にて開始。新築住宅の瑕疵保証業務(損害保険会社により全て付保)を行う日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社E R Iソリューション)を全額出資により設立。(現 連結子会社)
平成12年12月	住宅品確法による指定試験機関として指定を受け、音環境に係る試験業務を翌年(1月4日)から本社で開始。
平成13年1月	首都圏を中心とした確認検査業務拡大のため、東京、横浜、千葉、さいたまの4支店にて確認検査業務を開始。
平成13年4月	福岡事業所を福岡支店に昇格させ、九州地方で確認検査業務を開始。
平成13年7月	建築基準法による指定性能評価機関として指定を受け、翌月(8月1日)から超高層建築物の性能評価業務を本社で開始。住宅品確法による指定試験機関業務に係る超高層住宅の構造評価区分を追加取得し同試験業務を開始。
平成13年8月	大阪事業所を大阪支店に昇格させ、近畿地方で確認検査業務を開始。
平成13年12月	広島事業所を広島支店に昇格させ、中国・四国地方で確認検査業務を開始。
平成14年3月	東京都港区内で本社移転。
平成14年4月	札幌、仙台、名古屋の各事業所を支店に昇格させ、北海道、東北及び中部地方で確認検査業務を開始。日本全域(一部島嶼部を除く)を確認検査業務区域とする。
平成15年3月	住宅品確法に基づく既存住宅の指定住宅性能評価機関として国土交通大臣の指定を受け、4月1日から既存住宅(戸建・共同住宅)の住宅性能評価業務を開始(平成14年8月 既存住宅性能表示制度の公布、施行)。
平成15年4月	岡山支店を開設し、確認検査業務を開始。
平成15年9月	立川支店を開設し、住宅性能評価業務・確認検査業務を開始。岡山支店で住宅性能評価業務を開始。住宅金融公庫(現 住宅金融支援機構)証券化支援事業により同公庫が購入する住宅ローン債権に対応する住宅の同公庫基準への適合証明業務を開始。
平成15年11月	日本イーアールアイ株式会社から現社名である日本E R I株式会社へ商号変更。熊本事務所を開設し、確認検査業務を開始。
平成16年4月	高崎支店、藤沢支店、京都支店、北九州支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。土壌汚染対策法に基づき、環境大臣指定の調査機関としての業務を開始。
平成16年7月	株式会社クリックエンタープライズより、「すまいと事業」を譲受し、日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社E R Iソリューション)にて建築資金出来高支払管理業務を開始。
平成16年10月	松山支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。熊本事務所を熊本支店に昇格し、住宅性能評価業務を開始。確認検査業務区域を島嶼部にも拡大し、日本全域を同業務区域とする。
平成16年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年3月	建築基準法に基づく指定認定機関として指定を受け、平成17年4月1日から型式適合認定業務を開始。
平成17年4月	宇都宮支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成17年5月	松本支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成17年7月	高松支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。

年月	事業内容
平成17年9月	神戸支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成17年10月	金沢支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成18年3月	住宅品確法の改正により住宅性能評価機関等は指定制から登録制に移行。登録住宅性能評価機関、登録試験機関、登録住宅型式性能等認定機関の登録を行う。
平成18年6月	つくば支店を開設し、住宅性能評価業務を開始。
平成19年4月	新潟、大分の2支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。 つくば支店で確認検査業務を開始。
平成19年6月	盛岡、静岡、長崎の3支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成19年6月	改正建築基準法の施行に伴い、構造計算適合性判定業務を開始。
平成20年3月	財団法人建築環境・省エネルギー機構よりCASBEE（建築物総合環境性能評価システム）の評価認証機関として認定を受け、平成20年4月21日から認証業務を開始。
平成21年4月	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、平成21年4月10日より所管行政庁の長期優良住宅建築等計画の認定に先立つ技術的審査を開始。
平成21年7月	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく、登録建築物調査機関として登録され、8月17日より、住宅省エネラベル等に関する評価業務を開始。
平成21年12月	住宅エコポイント制度の創設に基づき、エコポイント対象住宅証明書の発行業務を開始。
平成22年3月	建築士の定期講習や建築関連技術の情報提供を目的に、株式会社E R Iアカデミーを全額出資により設立。（現 連結子会社）
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所（JASDAQ市場）に上場。
平成22年5月	日本住宅ワランティ株式会社から現社名である株式会社E R Iソリューションへ商号変更。
平成22年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場。
平成23年1月	藤沢支店を横浜支店へ統合。
平成23年4月	長野支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成24年5月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成24年6月	山口支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成24年7月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株式を上場廃止。

(注) 1 住宅品確法

住宅の品質確保の促進等に関する法律を指し、通常「住宅品確法」と称されており(以後、住宅品確法という)、住宅市場の条件整備と活性化を目的に、平成11年6月公布されました。

同法は以下3つの柱、新築住宅の契約に関する瑕疵保証制度の充実(10年間の修補責任等の義務化)、住宅性能表示制度の整備、住宅専門の紛争処理体制の整備、を主たる内容とし、平成12年4月から施行されていますが、の住宅性能表示制度については、平成12年7月に日本住宅性能表示基準・評価方法基準が制定され、同年10月に本格的にスタートしました。

2 建築基準法

同法は住民の生命・健康・財産を守るために、建築物についての最低の基準を規定した法律で、建築工事に着工する前に、その建築計画が「建築基準関係規定」に適合しているかどうか、「建築確認」を受けることを義務付ける制度を定めています。また「建築確認」を受けた建築物が完成した時には、建築主事の完了検査を受け、検査済証を受けてからでなければ、建築物を使用することができないことも定めています。

平成10年6月に法制定(昭和25年)以来の抜本的な改正が公布され、これまで特定行政庁の建築主事が専ら行ってきた建築確認・完了検査が平成11年5月以降は民間に開放され、一定の審査能力を備える公正中立な民間機関(指定確認検査機関)が確認検査をできるようになりました。

また、平成19年6月に改正建築基準法が施行され、建築確認制度や構造規定の見直しを軸とした大改革がなされ、申請書類が増大するとともに構造計算適合性判定が導入されました。

3 住宅性能評価

登録住宅性能評価機関は、国土交通大臣が定めた日本住宅性能表示基準・評価方法基準に従い、住宅の性能を構造の安定、火災時の安全、空気環境、音環境など10分野、32事項(平成24年5月現在)について評価、表示し、住宅性能評価書を交付します。住宅性能評価は任意の制度で、その利用は住宅供給者又は取得者の選択によります。

住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書、及び施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書の2種類があります。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、株式会社E R Iソリューション（子会社）及び株式会社E R Iアカデミー（子会社）から構成され、建築物等に関する専門的第三者機関として、社名にある、Evaluation(評価) Rating(格付け) Inspection(検査) を主な事業として展開しております。

当社グループの事業における位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

#### 確認検査事業

当社は、建築基準法に基づく建築物の建築確認検査機関 1として、建築確認業務、中間検査業務、完了検査業務を行っております。

#### 住宅性能評価及び関連事業

当社は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価機関 2として、設計住宅性能評価業務、建設住宅性能評価業務を行っております。また関連事業として、長期優良住宅の認定に係る技術的審査、住宅エコポイント制度に係る証明業務を行っております。

#### その他

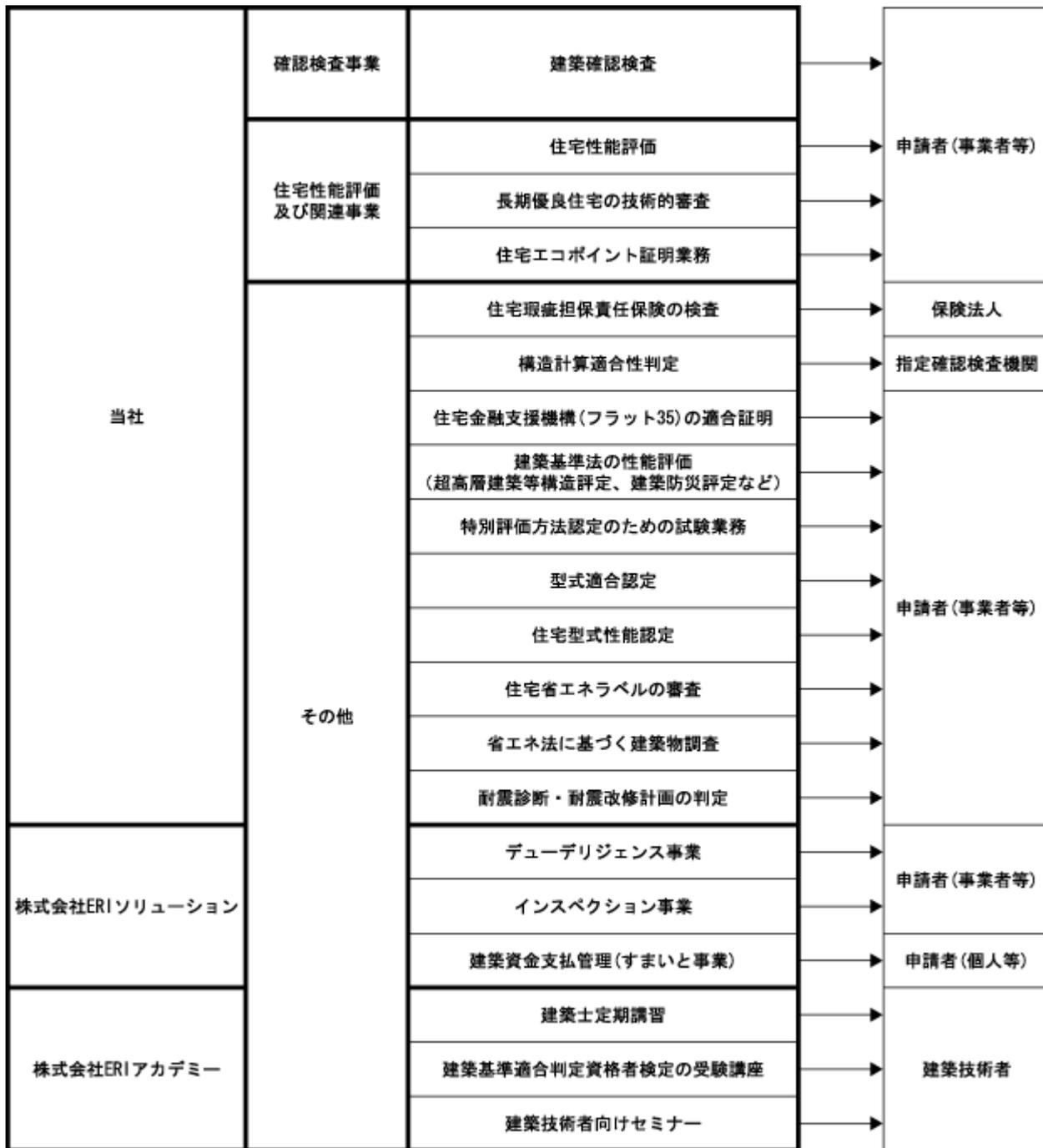
当社において、住宅瑕疵担保責任保険に係る保険法人からの受託業務、建築物の構造計算適合性判定 3、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、建築基準法に基づく性能評価業務 4、建築物の型式適合認定 5、住宅型式性能認定 6、特別評価方法認定のための評価として試験業務 7、住宅省エネラベルの審査 8、省エネ法に基づく建築物調査 8、耐震診断・耐震改修計画の判定などを行っております。

株式会社E R Iソリューション（子会社）において、不動産取引等におけるデューデリジェンス事業(エンジニアリング・レポートの作成)、インスペクション事業として既存住宅の評価業務、非破壊検査、法定定期調査、省エネ・環境関連事業（C A S B E E 認証、土壌汚染調査 9など）、建築資金支払管理(すまいと事業)などを行っております。

株式会社E R Iアカデミー（子会社）において、建築士定期講習 10、建築基準適合判定資格者検定の受験講座、建築技術者向けセミナーを実施しております。

- 1 指定確認検査機関(国土交通大臣第5号)
- 2 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第5号)
- 3 構造計算適合性判定機関(各知事指定)
- 4 指定性能評価機関(国土交通大臣第10号)
- 5 指定認定機関(国土交通大臣第7号)
- 6 登録住宅型式性能認定等機関(国土交通大臣第7号)
- 7 登録試験機関(国土交通大臣第6号)
- 8 登録建築物調査機関(国土交通大臣第1号)
- 9 指定調査機関(環境大臣環2010-3-14)
- 10 登録講習機関(国土交通大臣一級建築士定期講習第9号、二級建築士定期講習第8号)

〔当社グループ業務の系統図〕



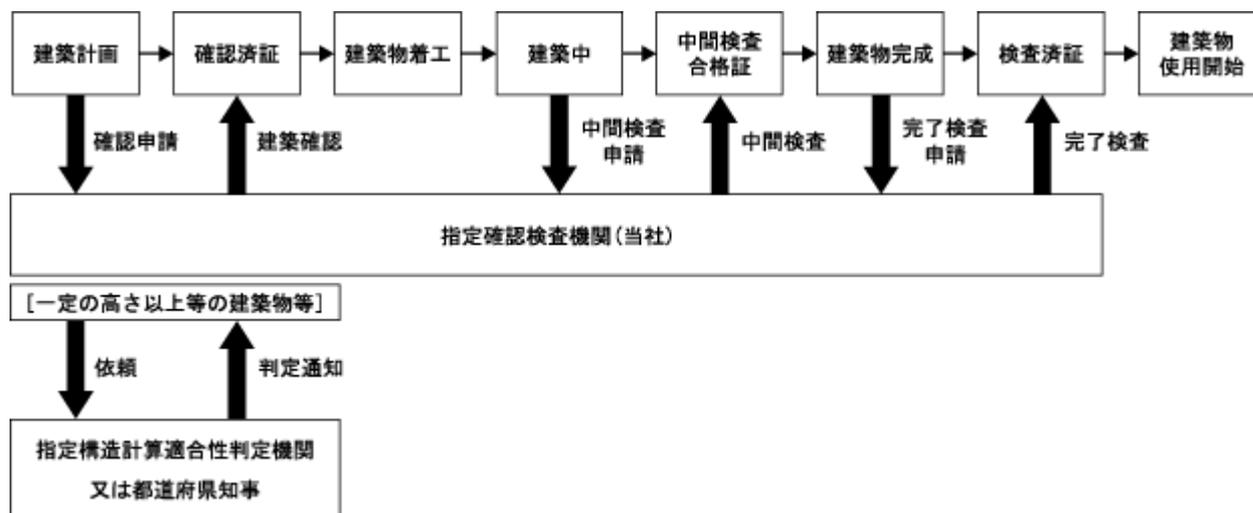
(1) 確認検査事業

建築基準法には、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準が定められ、その基準に建築物が適合しているかどうかをチェックする建築確認・検査制度があります。一般に建築物を建築しようとする場合、建築主は建築工事の着手前と完了時に特定行政庁 1 における建築主事 2 又は民間の指定確認検査機関に申請し、確認済証や検査済証の交付を受けることが義務付けられております。

当社は、指定確認検査機関として全国30ヵ所の本支店に、国家資格である建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員420名(平成24年5月末現在)が在籍し、確認検査業務に従事しております。建築確認・検査業務の流れは下図のとおりであります。当社は、申請者から確認申請書及び設計図書の提出を受けて審査・検査し、当該建築計画について建築基準法のほか、都市計画法、消防法、下水道法など建築基準関係規定並びにこれに基づく各地方の条例に照らし適合性を確認し、確認済証を交付いたします。この際、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物については、第三者(都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関)による構造計算適合性判定が義務付けられています。建築工事の完了時には確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、検査済証を交付いたします。なお、一定の規模の共同住宅に定められた特定工程や一定の構造、用途等の建築物について特定行政庁が指定する特定工程においては、当該特定工程に係る工事を終えた時に中間検査を受けなければならないとされており、完了検査と同様に確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、中間検査合格証を交付しております。

- 1 建築確認業務を執行する行政機関(原則として人口25万人以上の市区町村)の長をいう。
- 2 政令で指定する人口25万人以上の市等において、建築確認に関する事務を司らせるためおいたもの。

〔確認検査の流れ〕



※平成19年6月20日から追加された申請手順

〔建築基準法の改正〕

平成10年6月12日に建築基準法が改正公布され、従来、特定行政庁の建築主事のみによって行われていた建築確認・検査が一定の要件を満たす民間の指定確認検査機関に開放されました。その背景として、平成7年に発生した阪神淡路大震災が契機となり、完了検査率の向上や違反建築物の監視・取締など建築基準法の厳正な運用をすべきとの議論が強まるなか、建築主事や建築監視員など建築行政におけるマンパワーの不足が問題となりました。そこで、民間活力の利用によるマンパワーの代替及び競争による技術水準・サービスの向上等を狙いとして、裁量の余地が基本的にはないとされる建築確認・検査を民間開放し、行政では違反建築物の監視・取締など行政の権限でなければならない分野へのシフトを進める制度改革が行われました。

確認検査業務を行う民間の指定確認検査機関は、特定行政庁の建築主事と同様な高い技術力、専門性、公正中立性ととも、建築主・設計者・施工者等と利害のない第三者性が必要であることから、国土交通大臣又は都道府県知事により公的な確認検査機関として様々な規制を受けることとなっております。

また、平成19年6月20日に改正建築基準法が施行され、建築確認制度や構造規定の見直しを軸とした大改革がなされ、申請書類が増大するとともに構造計算適合性判定も導入されました。

改正法施行当初は建築・住宅業界において、建築確認手続きの混乱が発生し、新設住宅着工戸数が大幅に減少するなどの影響がありました。特に構造計算適合性判定が義務付けられた大型建築物等への影響が大きく、建設投資全体でも大きな落ち込みが見られました。

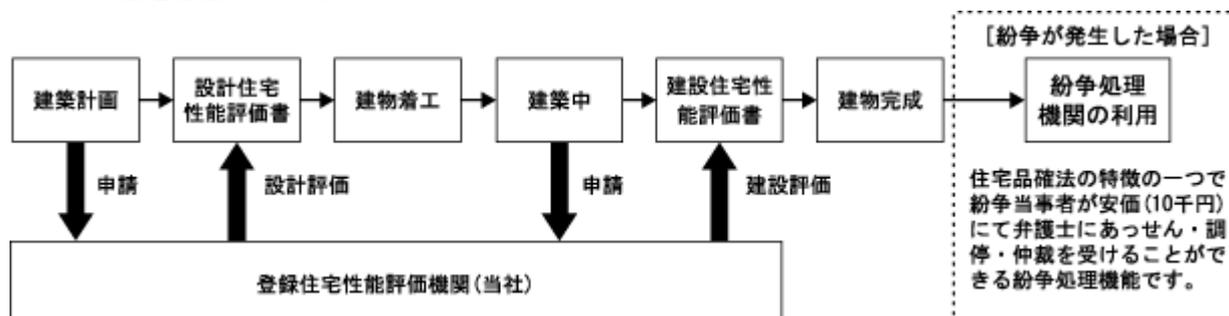
その後、建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化の観点から制度が見直され、二度にわたり建築確認手続き等の運用改善が行われたことにより、建築確認審査の迅速化が図られています。

## (2) 住宅性能評価及び関連事業

### <住宅性能評価業務>

住宅品確法に定める「住宅性能表示制度」に基づき、登録住宅性能評価機関として住宅の性能評価を行う業務であります。住宅性能評価の流れは下図のとおりであり、住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書と、施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書との2種類があり、段階的に交付されます。

〔住宅性能評価の流れ〕



〔住宅品確法の創設〕

平成11年6月に公布された住宅品確法は、量的確保から良質な住宅ストックの形成を図るという住宅政策転換の根幹を支えるものであり、住宅性能表示制度の創設、住宅に係る紛争処理体制の整備、新築住宅に係る瑕疵担保責任の特例（10年保証）が3つの柱となっております。

これまで、住宅の瑕疵担保期間は契約で自由に変更可能でしたが、住宅供給者は本特例により全ての新築住宅の基本構造部分については引渡時から最低10年間の瑕疵担保責任を負うこととなりました。

住宅性能表示制度の適用は任意となっておりますが、新築住宅を取得しようとする消費者にとって住宅の性能の相互比較ができたり、性能上の要求が設計者・施工者と共通に認識され望みどおりの新築住宅をつくることができ、また、評価を受けた設計図書どおりの施工が確実にされることなどのメリットがあります。一方、住宅供給者にとって中立公正な第三者機関が交付した住宅性能評価書やその写しを新築住宅の請負契約書や売買契約書に添付することで、消費者の信頼を得られ易くなるうえ、住宅ローンの優遇や地震保険の割引、住宅金融支援機構提携フラット35に係る手続きの簡素化など優位性を訴求することができるようになります。

新築住宅の性能を表示する共通ルールとして国土交通大臣により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準が定められています。性能表示基準は10分野・32事項(平成24年5月現在)から成り立っており、表示事項それぞれに数段階の等級表示や数値表示等が用いられます。

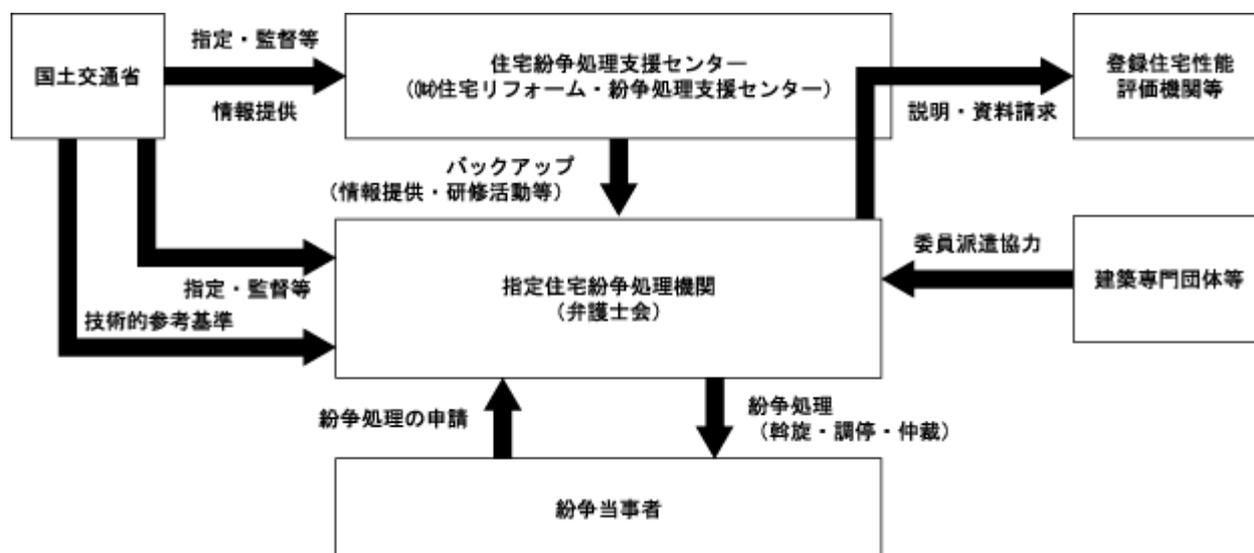
なお、いわゆる中古住宅についても平成14年12月から「既存住宅性能評価」制度がスタートし、当社では平成15年4月から同業務を開始しております。しかし、同制度は、今のところ新築住宅の性能評価と比べて認知度・普及率が極めて低いのが現状であります。

〔日本住宅性能表示基準(新築住宅)の概要〕

分野	表示事項
構造の安定に関すること	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)
	耐震等級(構造躯体の損傷防止)
	その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
	基礎の構造方法及び形式等
火災時の安全に関すること	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)
	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)
	脱出対策(火災時)
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))
	耐火等級(界壁及び界床)
劣化の軽減に関すること	劣化対策等級(構造躯体等)
維持管理・更新への配慮に関する こと	維持管理対策等級(専用配管)
	維持管理対策等級(共用配管)
	更新対策(共用排水管)
	更新対策(住戸専用部)
温熱環境に関すること	省エネルギー対策等級
空気環境に関すること	ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
	換気対策
	室内空気中の化学物質の濃度等
光・視環境に関すること	単純開口率
	方位別開口比
音環境に関すること	重量床衝撃音対策
	軽量床衝撃音対策
	透過損失等級(界壁)
	透過損失等級(外壁開口部)
高齢者等への配慮に関すること	高齢者等配慮対策等級(専用部分)
	高齢者等配慮対策等級(共用部分)
防犯に関すること	開口部の侵入防止対策

住宅性能表示制度に関連して住宅専門の紛争処理支援体制が整備されております。下図のとおり、建設住宅性能評価書が交付された住宅については、国土交通大臣が指定する各地の弁護士会にある指定住宅紛争処理機関に申請すれば、手数料1万円で専門家(弁護士、建築士等)による円滑、迅速で専門的な紛争処理を受けることができる仕組みであり、同制度を支えるために登録住宅性能評価機関は建設住宅性能評価1件につき4,000円の負担金を納付しております。

〔紛争処理支援機能のイメージ〕



< 長期優良住宅の認定に係る技術的審査 >

長期優良住宅とは、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する等の住宅です。

当社は平成21年6月4日に施行された長期優良住宅の普及の促進に関する法律による長期優良住宅の認定に先立った技術的審査を行っております。所管行政庁が認定を行う前に技術的審査を行うことで、申請者はスムーズに認定を受けることが可能となります。

< 住宅エコポイント制度に係る証明業務 >

住宅エコポイントとは「エコリフォーム」又は「エコ住宅の新築」を行った場合に付与されるポイントで、様々な商品・サービスと交換することが可能となります。この制度は平成21年12月8日に経済対策として閣議決定され、平成23年7月31日までに着工・着手した新築・リフォーム工事が対象となりました。その後、平成23年10月21日に平成23年度第3次補正予算案が閣議決定され、制度の一部が見直され復興支援・住宅エコポイント制度として再開されました。同制度は平成24年10月31日までに工事着手したものが対象となります。(平成24年7月1日現在)

当社は登録住宅性能評価機関として、新築住宅に係るエコポイント対象住宅証明書の発行に関する業務を行っております。

### (3) その他

#### <住宅瑕疵担保責任保険の検査>

新築住宅の発注者や買主を保護するため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）が平成21年10月1日より本格施行され、新築住宅の請負人（建設業者）や売主（宅建業者）に対し資力確保措置（保険への加入又は保証金の供託）が義務付けられました。当社では、住宅瑕疵担保責任保険を取扱う指定保険法人の現場検査業務や保険募集業務（受付）等を受託し、全国各支店に対応しております。

#### <構造計算適合性判定>

一定の規模以上の建築物の確認申請において、都道府県知事に指定された構造計算適合性判定機関によるダブルチェックが平成19年6月20日より義務付けられました。（「第1 企業の概況 3 事業の内容（1）確認検査事業〔確認検査の流れ〕の図参照）当社は依頼があった際に指定構造計算適合性判定機関として審査を行い、他の指定確認検査機関などに「構造計算適合性判定結果通知書」を交付しております。

#### <住宅金融支援機構（フラット35）の審査・適合証明>

当社は、独立行政法人住宅金融支援機構が手がける、住宅ローン（フラット35）の供給を支援する証券化支援業務の検査（適合証明）を行っています。住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを設計時及び施工時に検査します。

#### <建築基準法の性能評価>

##### 超高層建築の構造評定

超高層建築物（高さ60メートル超）については、建築確認に先立って構造の安全性を評価する構造評定を受けることが建築基準法によって義務付けられています。この超高層建築物に係る構造評定は高度な技術力を要することから実施機関が限られておりますが、当社は数少ない民間実施機関のひとつとして、学識経験者などにより構成される評定委員会で構造の安定性審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

##### 建築防災評定

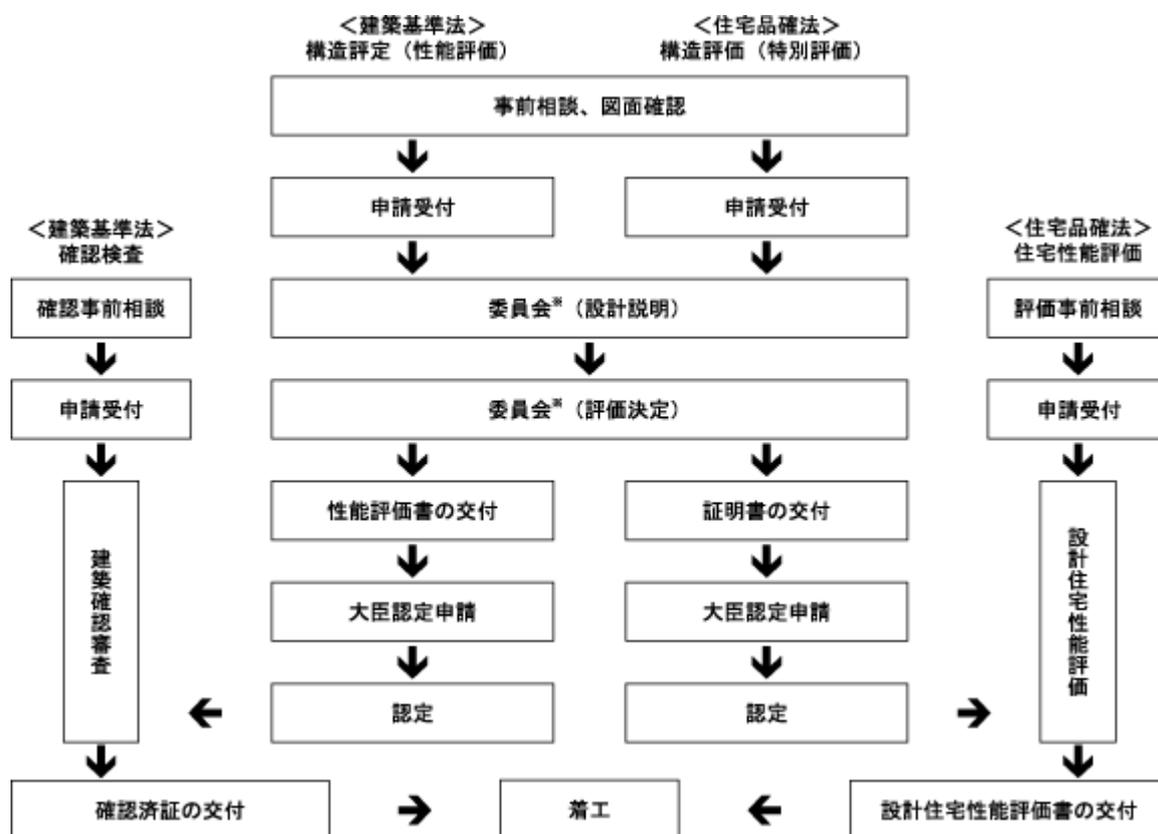
建築物の主要構造部の耐火性能及び防火設備の遮炎性能、階避難安全性能、そして全館避難安全性能を評価する業務です。超高層建築の構造評定などと同様に学識経験者などにより構成される評定委員会で審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

#### <特別評価方法認定のため試験業務>

構造の安定、劣化の軽減、温熱環境、音環境など住宅品確法の評価方法基準に従って評価できない新材料、新工法などについて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される試験委員会で審査し、「試験証明書」を交付しております。

〔超高層建築物の構造評定並びに構造評価の流れ〕

当社は超高層建築物の構造について、建築基準法に基づく構造評定（性能評価）に加え、住宅品確法に基づく構造評価（特別評価方法認定のための試験業務）を一体的に行っております。またこれらの評価と併せ、建築確認並びに設計住宅性能評価も同時並行で効率的に実施しております。



委員会(当社が組成する次の2つを指します)

〔超高層建築評定委員会〕：性能評価を担当し評価員2名以上で構成

〔構造特別評価委員会〕：特別評価を担当し試験員2名以上で構成

評価員及び試験員の要件は次のとおりであります。

- ・学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学もしくは衛生工学その他の性能評価の業務に関する科目を担当する教授もしくは助教授の職にあり、又はあった者
- ・建築、機械、電気もしくは衛生その他の性能評価の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者
- ・国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

#### < 型式適合認定 >

型式適合認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅などの建築物の型式について建築基準法の一連の規定に適合していることを予め審査し、認定・認証する業務です。構造、防火、設備などが建築基準法に適合していることを、学識経験者などにより構成される認定委員会で審査し、「型式適合認定書」を交付しております。型式適合認定を受けていれば、個々の建築確認での審査が簡略化されます。

#### < 住宅型式性能認定 >

住宅型式性能認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅や住宅の部分について日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを評価し、型式として認定・認証する業務です。表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される認定委員会で審査し、「住宅型式認定書」を交付しております。住宅型式性能認定を受け、個々の住宅が認定を受けた型式に適合する場合、当該住宅型式性能認定により認定された性能を有するものとみなされ、住宅性能評価の際に一部の審査が簡略化されます。

#### < 住宅省エネラベルの審査 >

省エネ性に優れた住宅の証である第三者評価による住宅省エネラベルの使用、又は住宅ローンのフラット35Sを利用するために、省エネ法に基づく登録建築物調査機関として「適合証」を交付しております。

#### < 省エネ法に基づく建築物調査 >

定期報告は平成20年の省エネ法改正により、建物所有者自ら所管行政庁に定期報告を行う、又は登録建築物調査機関の建築物調査を受けるか選択できるようになりました。この場合は登録建築物調査機関による適合書を受けることによって、建物所有者は定期報告を免除され、代わりに登録建築物調査機関が所管行政庁に報告します。当社は登録建築物調査機関として「適合書」を交付しております。

#### < 耐震診断・耐震改修計画の判定 >

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）による既存建築物の耐震診断と耐震改修に関する任意評価を行うものです。当社は、学識経験者などにより構成される耐震判定委員会で審査を実施し、「評定書」を交付しております。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社E R I ソ リューション	東京都港区赤坂	80,000	不動産取引等における デューデリジェンス事 業等	100.0	当社の取締役が同社の代表取締役 及び取締役を兼任しております。 また、当社の従業員が同社に出向 しております。
株式会社E R I アカ デミー	東京都港区赤坂	50,000	建築士の定期講習等	100.0	当社の取締役が同社の取締役を兼 任しております。 また、当社の従業員が同社に出向 しております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成24年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
確認検査事業	473 (29)
住宅性能評価及び関連事業	175 (25)
その他	50 (3)
全社(共通)	160 (23)
合計	858 (80)

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みません。)の年間平均人員数を( )内に記載しております。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 提出会社の状況

平成24年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
825 (80)	48才6ヵ月	4年11ヵ月	6,354

セグメントの名称	従業員数(人)
確認検査事業	473 (29)
住宅性能評価及び関連事業	175 (25)
その他	17 (3)
全社(共通)	160 (23)
合計	825 (80)

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みません。)の年間平均人員数を( )内に記載しております。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による経済活動の大きな落ち込みからは着実に持ち直してきたものの、欧州の債務問題による金融不安や、米国での景気停滞懸念などもあり、先行きがやや不透明な状況が続いております。

建築・住宅業界においては、前倒して終了した政府の住宅支援制度が再開したこともあり、新設住宅着工戸数は緩やかな回復傾向となりました。また非住宅の民間建設投資においても同様の傾向にありました。

このような情勢の下、当社グループは新築住宅の分野においては、確認検査業務、住宅性能評価業務、住宅瑕疵担保検査業務、長期優良住宅業務などをワンストップで遂行することにより、他機関との差別化を図り、これまでの増勢を維持してシェアを伸ばし、また、当社グループのコア事業である確認検査業務の収益力を高めるために、大型建築物の受注強化を積極的に推進することを課題として取り組んでまいりました。また、建築物の耐震化、省エネ化、ストック活用への取り組みなど、新たな需要を的確に捉えて、当社グループの相乗効果を発揮し、業績の向上に努めてまいりました。

このような環境の下、当連結会計年度の業績は、その他の事業は減収となったものの、確認検査事業並びに住宅性能評価及び関連事業は順調に売上を伸ばし、売上高は前期比8.1%増の11,289百万円となりました。営業費用は大型建築物の増加に伴う適合性判定手数料の増加等により前期比5.6%増の9,969百万円となり、営業利益は前期比31.9%増の1,319百万円、経常利益は前期比25.2%増の1,310百万円、当期純利益は、前期に税務上の繰越欠損金が解消されたため、税金費用の増加があり前期比4.5%増の702百万円となりました。

なお、当社は平成24年5月24日に東京証券取引所市場第二部へ株式を上場いたしました。今後とも企業信用力の更なる向上と経営基盤の強化に努めてまいります。

セグメントの状況は次のとおりであります。

#### (確認検査事業)

新築住宅の分野ではこれまでの増勢を維持してシェアを伸ばし、また、大型建築物についても順調に業務拡大した結果、売上高は前期比16.8%増の6,253百万円となり、営業利益は前期比667.1%増の416百万円となりました。

#### (住宅性能評価及び関連事業)

住宅エコポイント証明業務は、政府の政策が7月で一旦終了した影響もあり軟調でありましたが、住宅性能評価業務が順調に業務拡大した結果、売上高は前期比4.5%増の3,332百万円となり、営業利益は前期比5.6%増の778百万円となりました。

#### (その他)

住宅省エネラベル審査業務等は順調に業務拡大しましたが、住宅瑕疵担保検査業務及び構造計算適合性判定業務等が軟調だったため売上高は前期比10.3%減の1,702百万円となり、営業利益は前期比40.0%減の125百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,099百万円減少し1,262百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュフローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは543百万円の支出（前連結会計年度は1,266百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益1,310百万円等による収入があったものの、供託金の預入による支出1,196百万円及び法人税等の支払額658百万円等の支出によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは343百万円の支出（前連結会計年度は27百万円の支出）となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出200百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは212百万円の支出（前連結会計年度は45百万円の支出）となりました。これはストックオプションの行使による収入8百万円があったものの、配当金の支払による支出221百万円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループの業務は、確認検査業務、住宅性能評価業務等であり、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

### (2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	6,302,037	117.1	342,832	116.5
住宅性能評価及び関連事業	3,429,859	102.9	727,598	115.4
その他(注1)	614,350	113.6	79,707	126.1
合計	10,346,247	111.8	1,150,138	116.4

(注) 1 その他については、評定業務及びソリューション業務を記載しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	6,253,440	116.8
住宅性能評価及び関連事業	3,332,963	104.5
その他	1,702,598	89.7
合計	11,289,002	108.1

(注) 1 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
大和ハウス工業株	1,447,545	13.9	1,497,480	13.3

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

わが国経済は、東日本大震災からの復興需要や政府の各種政策により、国内の景気回復が期待される一方、欧州債務危機等による海外経済の動向や電力供給不安などといった懸念材料もあります。こうした環境の中で当社グループでは、民間非住宅建設投資は、東日本大震災で被災された企業の工場・倉庫などの生産系の設備投資が進展し、被災地域の経済復興への取組みが本格化することを主因として緩やかに増加し、新設住宅着工戸数も復興公営住宅の需要とあわせて増加するものと見込んでおります。

こうした需要の取り込みと、「高品位で高性能の住宅へのニーズの高まり」といった最近のトレンドに的確にお応えしていくことが、グループ全体で取組むべく課題であると認識し、具体的には次の4つの取組みを実践してまいります。

確認検査業務における、1 - 3号建築物や大型建築物の受注増にむけて、既存顧客との関係構築を深化させるために、申請案件の正確かつ迅速な対応と、本業界の信頼性向上のために実施したアンケートやヒアリング調査結果による「顧客の声」を再検証することで、必要な見直し改善を実施してまいります。同時に、新規顧客の獲得にむけては、業界トップのシェアを堅持している高層評定業務や株式会社E R Iアカデミーと連携のうえ、お客様のニーズに即したオーダーメイド研修を実施するなどのアプローチを展開して、シェアアップを図ってまいります。

戸建住宅の営業基盤強化にむけて、住宅性能評価業務や長期優良住宅についてWEBサイトを利用した電子申請化を積極的に促進して、申請者の利便性向上と効率的な審査業務の推進と審査体制の構築を図ります。また、住宅の省エネ対策へのニーズが拡大している現状を踏まえ、注目度の高い省エネ・環境関連分野について「省エネ基準適合義務化」への動向と「認定低炭素建築物制度」といった新たな仕組みへの準備も進めて、最新の情報をタイムリーに発信して、お客様のご要望にお応えしてまいります。

国の新成長戦略として、国土交通省が示す「中古住宅・リフォームトータルプラン」によると、中古住宅・リフォーム市場の規模倍増にむけて、ストック型の住宅市場への転換を図るための新たな政策が、本格的に打ち出される期待感があります。当社グループとしては、既存住宅流通の活性化とともに今後も拡大が予想されるリフォーム市場を新たなビジネスチャンスと捉えて、既存住宅診断、耐震診断、リフォームインスペクション業務の体制整備を積極的に推進してまいります。まずは、株式会社E R Iソリューションによる三井不動産リアルティ株式会社との業務提携を軌道にのせて、既存住宅診断、中古住宅流通事業、建物調査事業の普及促進に注力してまいります。

組織・管理体制の整備では、経営環境の変化に即応し、柔軟で機動的に対応できる組織を目指すべく、当連結会計年度中に経理財務部を経理部と財務部に区分けして業務区分を明確にしたほか、確認検査本部内に訴訟や審査請求等を専従的に対処する確認調査部を新設するなど、コーポレートガバナンスを強化しました。この他にも、目前に迫る少子高齢化への対応として、円滑に世代交代をするための技術の承継と優秀な人材の採用と計画的で戦略的な人材育成プログラムによるスキルアップを実践して、当社グループの技術力と業務品質の向上を推進してまいります。

なお、当社は、企業の信用力の更なる向上と経営基盤の強化を図り、企業価値を高めるために、当連結会計年度中の平成24年5月24日に東京証券取引所市場第二部に上場をいたしました。今後も、当社グループの経営理念である「七つの理念」の下に、「当社グループの更なる信頼性向上」と「ERIブランドの確立」へむけた取組みを通じて、建築分野における専門的な第三者検査機関としての社会的使命を果たしてまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 法的規制について

当社グループの主力業務は確認検査業務、住宅性能評価業務であり、それぞれ「建築基準法」に基づく国土交通大臣の指定機関、「住宅品確法」に基づく国土交通大臣の登録機関として事業展開を行っております。指定機関・登録機関は、高い技術力、専門性、公正中立性に加え、建築主・設計者・施工者等と利害のない第三者性が必要であることから、以下のような法的規制を受けております。これらの法的規制に当社が抵触した場合には、指定・登録が取消され、あるいは更新されず、もしくは業務停止処分を受ける可能性があり、当社の事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼすこととなります。なお、有価証券報告書提出日現在においては、法的規制に該当すべき事由は発生しておりません。

##### 指定確認検査機関

##### 〔指定の要件〕

##### 建築確認、検査を行う職員の数について

- ・ 確認検査員及び確認検査員以外の確認検査の業務を行う職員(以下「補助員」という。)の数は、指定確認検査機関の業務量及びその内容(建築物の規模等)に応じて法律によって厳密に定められており、その定められた人数以上の確認検査員と補助員を確保する必要があります。

##### 確認検査の業務の体制、方法等について

指定確認検査機関並びにその確認検査員及び補助員は次に適合しなければならないものとする。

- ・ 確認検査の業務は他の業務(判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。
- ・ 指定確認検査機関の職員以外のものを確認検査の業務に従事させてはならない。また、補助員が行う業務は、補助的なものに限り、補助員単独で確認検査を行ってはならない。
- ・ 指定確認検査機関の代表者及び担当役員、又はこれらの親族並びに関係企業等が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査を行ってはならない。
- ・ 確認検査員及び補助員、又はこれらの親族並びに関係企業等が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査に従事してはならない。
- ・ 指定確認検査機関は、その代表者及び担当役員の関係企業や、当該機関の親会社等に該当する、又は当該機関に5%以上議決権を保有される指定構造計算適合性判定機関に対し、自ら引き受けた建築確認に係る判定を求めてはならない。
- ・ 指定確認検査機関が指定構造計算適合性判定機関である場合において、他の指定確認検査機関から求められた判定を行おうとするとき、その年度において自ら引き受けた建築確認に係る判定を、一定の場合を除き、当該他の指定確認検査機関に対して求めてはならない。

#### 経理的基礎について

- ・ 債務超過の状況にないこと。
- ・ 予算規模が適切であること。
- ・ 事業と予算のバランスがとれていること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務に係る年間支出総額の概ね1割以上であること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務の所轄特定行政庁への引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。

#### 指定確認検査機関の役職員等の構成について

- ・ 取締役が制限業種（軽微なものを除く。）に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者の割合が1/3以下であること。
- ・ 制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人の保有する議決権の数の合計が、総株主の議決権に占める割合の1/3以下であること。
- ・ 機関の代表者、担当役員及び確認検査員が、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属するものでないこと。

#### 兼業の制限について

- ・ 制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人でないこと。
- ・ 制限業種を営む法人に対して特定支配関係を有するものでないこと。

「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいいます。

- ・ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- ・ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- ・ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- ・ 建築設備の製造、供給及び流通業

〔指定の更新の要件〕

指定の更新は5年毎に、指定取得と同様の要件を満たしていることを国土交通大臣に申請することとなります。

当社は平成22年3月に指定の更新を受けましたが、今後、万一当該基準を満たさない場合は更新がなされない可能性があります。

〔欠格条項〕

建築基準法に定めのある下記欠格条項(建築基準法第77条の19)に該当する場合、指定を受けることができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定確認検査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 確認検査員の登録を取り消され、その消除の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 建築士の免許を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者又は建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して3年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうち上記欠格条項のいずれかに該当する者があるもの
- ・ その者の親会社等が、上記欠格事項のいずれかに該当する者

〔取消等の要件〕

下記要件(建築基準法第77条の35)に該当した場合は指定の取消、期間の定めのある業務停止処分の対象となります。

- ・ 確認済案件の特定行政庁への報告、事務所変更の報告、業務区域変更の報告、確認検査員の選任登録届等 国土交通省、特定行政庁への報告、届等の定めに違反したとき
- ・ 確認検査業務規程によらないで確認検査を行ったとき
- ・ 国土交通省による確認検査員の解任、確認検査業務規程の変更、監督の命令に違反したとき
- ・ 指定基準に適合していないと認めるとき
- ・ 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員もしくは法人にあってはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により指定を受けたとき

## 登録住宅性能評価機関

### 〔登録の基準等〕

評価を実施する評価員の数が一定数以上であること

評価を行おうとする住宅の区分ごとに、住宅品確法で別途定める数以上の評価員がいること、  
住宅関連事業者に支配されているものではないこと

住宅関連事業者とは、住宅の設計、住宅の販売(販売の代理・媒介を含む)、新築住宅の工事請負のいずれかを業として行う者であり、住宅関連事業者の支配とは、住宅関連事業者が親会社である、役員に占める住宅関連事業者の役職員割合(過去2年間に役職員であった者を含む)が2分の1超である、代表役員が住宅関連事業者の役職員(過去2年間に役職員であった者を含む)である、のいずれかに該当する場合である。

評価の業務を行う部門に専任の管理者を置くこと

専任の管理者とは、登録住宅性能評価機関の常勤の役員又は当該部門を管理するうえで必要な権限を有する常勤の職員であること。

債務超過の状態にないこと

債務超過の状態とは、貸借対照表の負債(債務)が資産(財産)を上回った状態をさす。

### 〔登録の更新〕

登録の更新は5年ごとに行わねばなりません。なお申請は、設計住宅性能評価を行う者としての登録、新築住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録、既存住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録の各区分に従って行われます。

当社は平成20年3月に登録を受けましたが、今後、万一登録基準等を満たさない場合は、更新がなされない可能性があります。

### 〔欠格条項〕

住宅品確法に定めのある下記欠格条項(住宅品確法第8条)に該当する場合、登録ができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 国土交通大臣により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうち上記欠格事項のいずれかに該当する者があるもの

〔登録の取消し等〕

下記の各項(住宅品確法第24条)に該当した場合は登録の取消、業務停止処分となる可能性があります。

- ・ 欠格事項に該当するとき
- ・ 登録の変更等に関する届出の違反、承継に関する届出の違反、登録の区分等の掲示の違反、財務諸表及び評価の業務に関する帳簿の備付けの違反、評価の業務の休廃止等に関する届出の違反及び指定住宅紛争処理機関からの説明又は資料提出の請求を正当な理由無く拒んだとき
- ・ 住宅性能評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき
- ・ 財務諸表等の閲覧又は謄写の要求を、正当な理由が無く拒んだとき
- ・ 国土交通大臣による業務規程変更の命令、登録の基準に適合するため必要な措置を求める命令、評価の業務の義務を果たすために必要な改善命令に違反したとき
- ・ 住宅紛争処理支援センターへの負担金の納付をしないとき
- ・ 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員もしくは法人にあってはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により登録を受けたとき

(2) 業界動向について

当社グループの事業は以下のような業界動向の下で運営されており、その動向が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

確認検査業務

確認検査機関の指定状況

平成11年度から確認検査業務が民間開放され、指定確認検査機関は平成11年度末の23機関から平成17年度末の125機関まで、每期、増加しました。しかし平成18年度以降は、確認検査機関の新規指定件数が伸び悩む一方、廃業や合併を行う指定確認検査機関もあり、淘汰の動きが見られます。指定確認検査機関を組織形態別にみると、株式会社、次いで財団法人が多くそれぞれ半数近くを占めております。

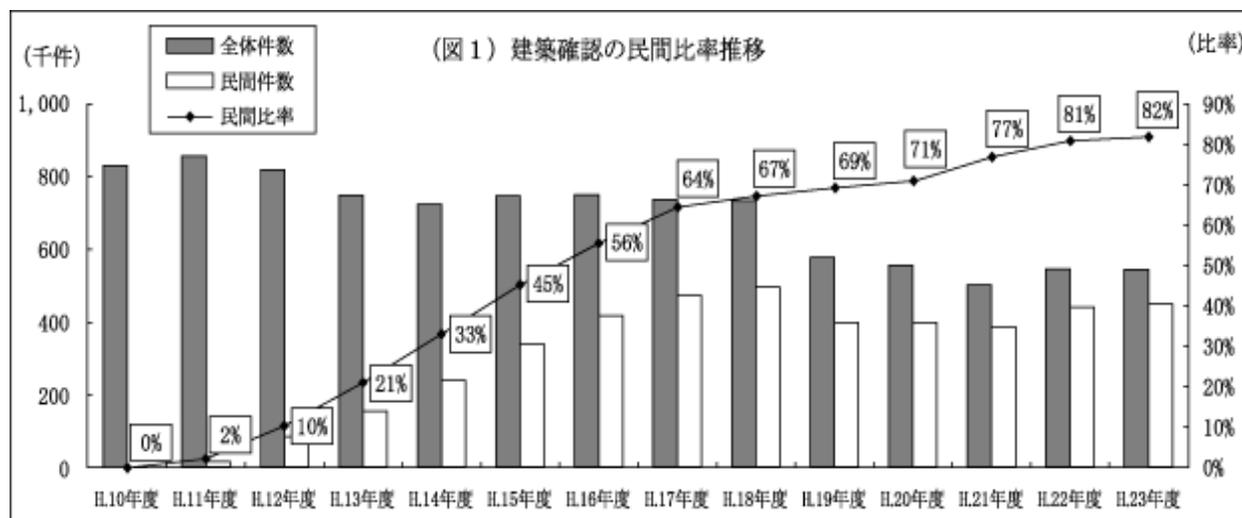
確認検査機関の指定状況

区分	H.11年度	H.12年度	H.13年度	H.14年度	H.15年度	H.16年度	H.17年度	H.18年度	H.19年度	H.20年度	H.21年度	H.22年度	H.23年度	指定機関数 (H.24年5月末)
国土交通大臣指定	5	3	1	4		1	3	1	1	1	2	-	1	21(16)
地方整備局長指定			5	3	5	15	6	2	2	1	1	1	2	33(31)
都道府県知事指定	18	26	12	3	4	3	8	1	1	4	0	2	2	68(29)
合計	23	29	18	10	9	19	17	0	0	2	3	3	3	120(76)

- (注) 1 日本建築行政会議ホームページにおける「都道府県ごとの指定確認検査機関一覧」より作成しております。  
2 廃業機関を除く。指定区分の変更については区分変更後の指定のみを計上。  
3 国土交通大臣指定は業務区域が2以上の地方整備局の管轄区域をまたがる場合、地方整備局長指定は業務区域が2以上の都道府県でかつ1の地方整備局の管轄区域内の場合、都道府県知事指定は1の都道府県の場合であります。  
4 指定機関数の( )内は、株式会社又は有限会社の指定機関数であります。

建築確認の民間比率

(図1)のとおり、平成13年度以降、70万件前半で推移していた建築確認件数は、改正建築基準法の施行に伴う混乱(平成19年6月)やリーマン・ショックの影響(平成20年9月)等から落ち込み、最近5年間は50万件台で推移しております。なお今年度は、全体件数が対前年度比0.2%減となる中、指定確認検査機関による確認件数は1.5%増となりました。指定確認検査機関による業務シェア(民間比率)は82%まで達し、全体に漸増傾向にあります。



(注) 国土交通省「最近の建築確認件数等の状況について」より作成しております。

## 競合状況

指定確認検査機関は平成24年5月31日現在120機関ありますが、その多くは所在都道府県及び隣接県を業務区域とする地域密着型機関か、業務区域が全国でも地方支店網を持たない機関となっております。その中で当社は、日本全域を業務区域として対応可能な支店網（30支店 平成24年7月1日現在）を整備した唯一の指定確認検査機関となっております。また、確認検査員数（平成24年7月1日現在419名）や確認検査の実績件数においても当社が最大手となっております。しかしながら、地域密着型機関との競争が激しいこと、建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員を確保・育成する必要があることなどから、将来にわたって当社が指定確認検査機関における最大手の地位を維持できるとは限りません。

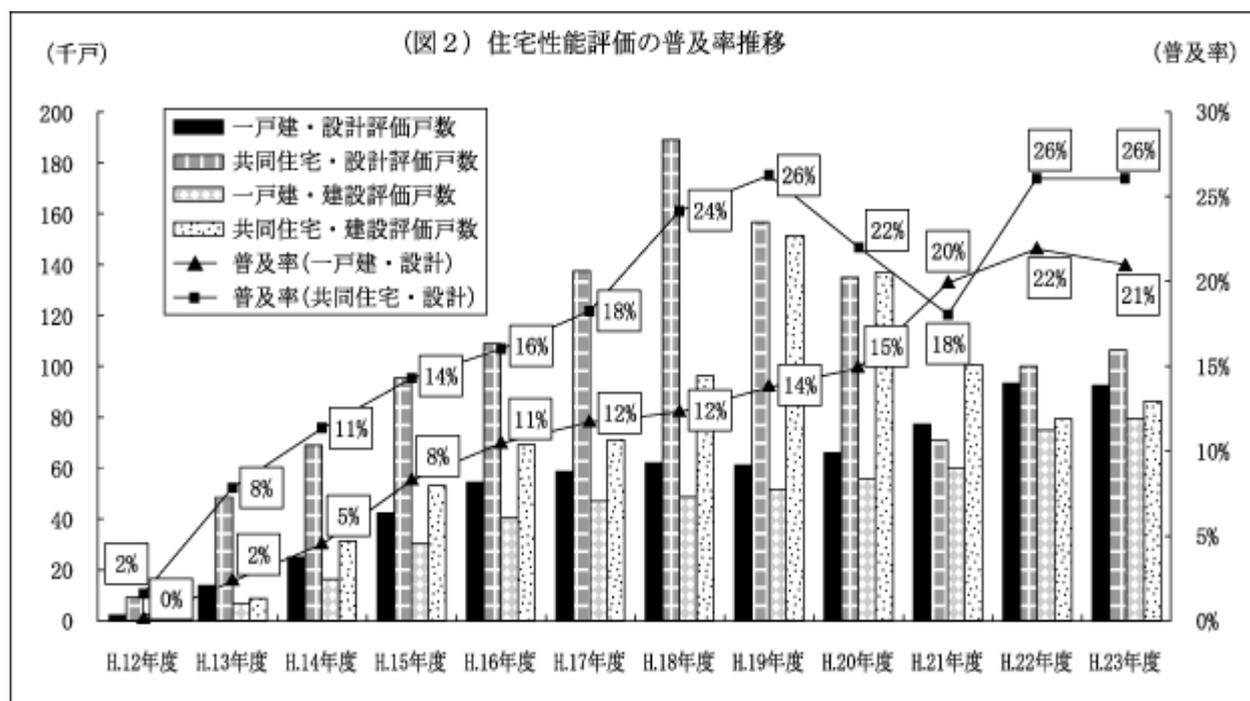
## 住宅性能評価業務

### 住宅性能評価機関の登録状況

平成12年10月に第1陣の指定住宅性能評価機関64機関が指定され、平成18年3月より登録制に移行し、平成24年7月1日現在の住宅性能評価・表示協会の会員機関数は111機関となっております。

### 住宅性能評価の普及状況

新築住宅の性能評価制度は徐々に普及してきているものの、ここ数年は足踏みしており、住生活基本法(平成18年6月公布施行)に基づく住生活基本計画は、平成23年3月、普及率50%の目標を当初の平成22年度から平成32年度に変更いたしました。なお、平成23年度の実績(設計性能評価)は、共同住宅26%、戸建21%、合計23%と対前年度比1%減となりました。共同住宅での普及率は前年と同水準で推移したものの、戸建住宅は住宅エコポイントの終了等、住宅施策の一部縮小により前年度を下回りました。(図2)



(注) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ、財団法人建設物価調査会「月間住宅着工統計」より作成しております。

### 競合状況

平成24年7月1日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は111機関ですが、指定確認検査機関と同様に地域密着型機関が大半を占めております。その中で当社は日本全域を業務区域として対応可能な支店網を整備した唯一の登録住宅性能評価機関となっております。一般社団法人住宅性能評価・表示協会のデータによると、平成23年度の業界シェア(設計評価交付戸数)は、当社を含めた上位5機関で62%、上位10機関で78%など寡占状態となっております。当社は、平成23年度の実績戸数で戸建住宅、共同住宅とも1位となっておりますが、戸建住宅、共同住宅それぞれの分野で大手住宅供給会社との取引拡大を巡る競争が激化していることもあり、将来とも当社が住宅性能評価機関における高い地位を維持できるとは限りません。

### (3) 経営成績及び財政状態について

#### 人材の確保について

当社グループの業務は、それを遂行する社員が高度な技術力を保持していることはもちろん、「確認検査員」「評価員」等法律によって必要とされる資格を持つことが必須であります。こういった優秀な人材を確保することが、当社グループにおける最も重要な課題のひとつとすることができます。

確認検査員の確保につきまして、限定された地域において確認検査業務を行う場合は多数の確認検査員の確保を要しませんが、当社のように全国展開等広域にわたって同業務を行う場合においては、確認検査員の確保が必須となります。万が一、その確保が十分でない場合は、確認検査業務の遂行に支障を来すこととなります。

住宅性能評価業務におきましては、原則として設計住宅性能評価を正社員である評価員が行い、建設住宅性能評価については委託評価員を併用することとしております。これは技術水準を保つための自社執行体制を維持しつつ、効率的な人員体制による運用を図るためであります。確認検査業務と同様、全国展開を図る当社につきましては評価員の確保が必須であり、万が一、その確保が十分でない場合は、住宅性能評価業務の遂行に支障を来すこととなります。

#### 建築物の竣工時期による業績変動について

当社グループの業績は、建築物の竣工案件の季節的な偏在により、四半期で変動する可能性があります。特に当社では、竣工時の現場検査収入（確認検査業務のうち完了検査、住宅性能評価業務のうち建設住宅性能評価）が売上の3分の1程度を占めることから、建築物の竣工が多い3月、9月及び12月に売上が集中する傾向が見られます。また経済環境の急変など、予想し得ない事態の発生による竣工時期の遅延等、竣工案件が翌期にずれ込む事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 住宅市場の動向について

当社グループに密接に関係する住宅業界は、雇用状況、景気動向、金利動向、地価動向、住宅税制等の影響を受けやすく、景気見通しの悪化や税制変更による消費税等の引き上げ、住宅刺激策の変更等、こうした外部要因の変化により、住宅購入者の購入意欲を減退させる可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 関連法令の改正等について

当社グループの行う事業は、建築基準法や住宅品質確保法を始めとする多くの法令による規制を受けております。今後、これらの法令の改廃や新たな法令が設けられる場合、その内容や影響をあらかじめ予測しコントロールすることは困難であり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### キャッシュ・フローの状況について

当社グループのキャッシュ・フローにおいて、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高が、前連結会計年度末に比べ1,099百万円減少し、1,262百万円（前連結会計年度末の残高は2,362百万円）となりました。これは主に「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結貸借対照表関係）」に記載する判決に基づく供託金1,196百万円を支出したことによるものであります。

なお、当社は当該判決を不服として東京高等裁判所に控訴しており、本訴訟の結果を現時点において予測することができませんので、供託金の取戻しによるキャッシュ・フローの状況に与える影響は不明であります。

#### (4) その他

##### 業務遂行に関する訴訟リスクについて

当社グループの業務のうち、確認検査業務、住宅性能評価業務等の建築基準法、住宅品確法に基づく業務は、その遂行において、次項に記載の審査請求をはじめとして、当社の過失の有無に係わらず訴訟を受ける可能性があります。

当社では、業務遂行により発生する損害に備え、「建築確認検査機関・住宅性能評価機関賠償責任保険」に加入することにより担保しておりますが、想定外の訴訟を受けた場合には、風評の悪化等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 行政不服審査法に基づく審査請求について

審査請求とは、行政不服審査法に規定されている権利の一形態で、行政処分に対して不服がある場合、一定期間内にその取消を求めることができる制度であります。当社グループの業務の内、確認検査業務については従来行政が行っていた業務であり、その処分としての建築確認は同法に基づく審査請求の対象となるものであります。民間開放により当社のような民間確認検査機関が行う建築確認に対しても同法が適用されることとなります。

従いまして、当社が行った建築確認について、その処分を不服とする近隣住民から審査請求を受け、事案が問題化し訴訟に発展した場合など、当社が行った建築確認が適正であるか否かを問わず、また、全く根拠のない誤認による審査請求であった場合でも、公正中立な専門的第三者機関としての当社の信用に影響を及ぼす可能性があります。

##### みなし公務員規定等について

確認検査業務が極めて公共的な性格を持つ業務であるため、建築基準法において、指定確認検査機関の役職員は業務で知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務を負っております。

具体的には、建築基準法の指定機関として確認検査業務を行っておりますが、当社役職員が確認検査業務で知り得た秘密を外部へ漏らしたり、又は盗用することが禁じられており、確認検査の業務に従事するものは、公務員と同様に罰せられることとなり、刑法及びその他の罰則の適用についても公務員として罰せられることとなります。

なお、住宅品確法の登録機関として住宅性能評価業務を行っておりますが、当該業務も公共性の高い業務であることから、秘密保持義務が別途定められております。

## 制限業種(注)について

### 株式保有状況

当社の株主のうち制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人(当該法人の役職員を含む)による保有割合(以下、「制限業種による株式保有割合」という。)は以下のとおりです。(平成24年5月31日現在。集計に際しては、個人の株主で保有株式数が7,790株以下(0.1%未満)は、非制限業種と見なしております。)。なお、制限業種に従事する者及び制限業種を営む法人による株式保有割合が1/3を超える場合は、確認検査業務及び住宅性能評価業務における国土交通大臣の機関指定、機関登録が取り消されることとなる可能性があります。当社では、株主名簿に記載された株主の属性を可能な範囲で確認・調査を行い、制限業種及び非制限業種に区分した株式保有割合を今後とも継続的に開示してまいります。

株主	株数(株)	シェア(%)
制限業種	2,250,500	28.9
非制限業種	5,539,600	71.1
合計	7,790,100	100.0

(注) 「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)を言います。

- ・設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- ・建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- ・不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- ・建築材料・設備の製造、供給及び流通業

### 個人情報漏洩のリスク

当社グループは、多数の顧客情報をはじめとする個人情報を保有しております。当社グループでは、「個人情報保護基本規定」等各社において、情報管理に関する規程を定め、役職員に対する教育・研修等により社内に徹底通知しております。しかしながら、これらの対策にも関わらず、大規模な情報漏洩等により顧客に甚大な被害を及ぼす事態が生じた場合には、監督官庁からの行政処分や、損害賠償請求、社会的信用の毀損等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成24年8月30日)現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、見積が必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積を行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご参照ください。

### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における業績等に関する概要につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要

#### (1) 業績」に記載のとおりであります。

##### 売上高

確認検査事業の売上高は前期比16.8%増の6,253百万円、住宅性能評価及び関連事業の売上高は前期比4.5%増の3,332百万円、その他の売上高は前期比10.3%減の1,702百万円となりました。

これは、確認検査事業については新築住宅の分野でこれまでの増勢を維持してシェアを伸ばし、また、大型建築物についても順調に業務拡大したことによるものであり、住宅性能評価及び関連事業については住宅エコポイント証明業務は、政府の政策が7月で一旦終了した影響もあり軟調であったものの、住宅性能評価業務が順調に業務拡大したことによるものであり、その他については住宅瑕疵担保検査業務及び構造計算適合性判定業務等が軟調であったことによるものであります。

##### 営業利益

当連結会計年度の売上原価は前期比5.8%増の7,792百万円、販売費及び一般管理費は前期比5.0%増の2,176百万円となりました。これは、大型建築物の増加に伴う適合判定手数料の増加等によるものであります。この結果、売上総利益は前期比13.8%増の3,496百万円、営業利益は前期比31.9%増の1,319百万円となりました。なお、売上原価率は69.0%、売上総利益率31.0%、売上高営業利益率は11.7%となっております。

##### 経常利益

営業外収益は前期比65.9%減の17百万円となりました。これは、主として保険配当金、受取手数料及び受取利息によるものであります。

営業外費用は前期比648.0%増の26百万円となりました。これは、主として上場関連費用によるものであります。

この結果、経常利益は前期比25.2%増の1,310百万円となりました。

##### 当期純利益

税金等調整前当期純利益は前期比29.9%増の1,310百万円となり、法人税、住民税及び事業税561百万円、及び法人税等調整額47百万円を差し引いた当期純利益は前期比4.5%増の702百万円となりました。

当連結会計年度の1株当たり当期純利益金額は90.21円となっております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、「建築や住宅に関する安全・安心の確保」という社会的な使命を果たしつつ、引続き、お客様からの信頼を積み重ねることにより、「建築分野の第三者検査機関のリーディングカンパニー」として、消費者やお客様から指名される会社となることを目指しております。

そのために、従来より法令遵守（コンプライアンス）と適正な企業統治（コーポレートガバナンス）の構築に努めており、次の3つの取り組みを推進しております。

高い業務品質と充実したサービスを武器とする「E R Iブランド」の確立による差別化への取り組み

各部門、各支店、関係会社の収益力を高め、確実に収益を上げる強い組織作りへの取り組み

当社の長期的・継続的な発展・成長軌道の確立のための優秀な人材の確保及び育成への取り組み

(5) 財政状態の分析

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ385百万円増加し、4,272百万円となりました。これは、流動資産が1,060百万円減少し、固定資産が1,445百万円増加したことによるものであります。

流動資産の減少は、現金及び預金の減少1,059百万円等によるものであり、固定資産の増加は、主に供託金の預入1,196百万円、投資有価証券の取得200百万円等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ101百万円減少し、2,102百万円となりました。これは未払法人税等の減少100百万円等によるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ486百万円増加し、2,169百万円となりました。これは、配当金の支払による利益剰余金の減少223百万円があったものの、当期純利益による利益剰余金の増加702百万円等によるものであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源

当連結会計年度における資本の財源は、営業活動による支出が543百万円ありました。

当社グループのキャッシュ・フロー指標は下記のとおりであります。

	平成23年5月期	平成24年5月期
自己資本比率(%)	42.4	50.0
時価ベースの自己資本比率(%)	198.9	138.4
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)		
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	402.9	

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

(注) 1 いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

2 株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数により算出しております。

3 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち、利子を支払っている全ての負債を対象としております。なお、キャッシュ・フロー対有利子負債比率については、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において有利子負債が計上されていないため、記載しておりません。

4 キャッシュ・フロー及び利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書に計上されている「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「利息の支払額」を利用しております。なお、当連結会計年度のインタレスト・カバレッジ・レシオについては、営業キャッシュ・フローがマイナスのため記載しておりません。

資金の流動性についての分析

当連結会計年度末現在、有利子負債はなく、流動比率等の指標は下記のとおりであります。

	平成23年5月期	平成24年5月期
流動比率(%)	169.9	123.1
固定比率(%)	31.8	92.2
固定長期適合比率(%)	28.0	83.1

流動比率：流動資産 / 流動負債

固定比率：固定資産 / 株主資本

固定長期適合比率：固定資産 / (固定負債 + 株主資本)

(注) いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するように努めております。

また、当社グループは、建築分野における第三者検査機関として、まず、公正さ・中立性を確保したうえで、各種業務を遂行することとしており、これは「七つの理念」として以下に掲げる当社グループの創業以来の基本方針であります。

- 1．消費者・事業者に公正かつ必要な情報を提供します。
- 2．法令・規程を遵守し、第三者性、中立性を保ちます。
- 3．最高水準の技術を提供して、技術の基準となります。
- 4．ニーズを全て引受け、迅速なサービスに努めます。
- 5．全ての業務を自己執行する責任ある体制を築きます。
- 6．可能な限りの情報を公開し、透明な会社になります。
- 7．信頼され、社会的にも影響力のある会社になります。

今後も、当社グループは、「七つの理念」という基本方針を前提に、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載した事項を認識しつつ、「E R Iブランド」の確立を更に推し進め、消費者やお客様から指名される会社となることを目指してまいります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額（有形・無形固定資産の合計額）は75百万円であり、主なものは住宅性能評価申請書作成支援システム24百万円であります。

セグメント別では、確認検査事業に33百万円、住宅性能評価及び関連事業に34百万円、その他に6百万円の設備投資をしており、主なものは住宅性能評価申請書作成支援システム24百万円であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

当社は、国内に本社、29の支店を設けております。

以上のうち、主要な設備は以下のとおりであります。

平成24年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	ソフトウエ ア仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	確認検査事業、住 宅性能評価及び関 連事業、その他	事務所	14,252	17,133	15,215	24,130	70,731	158 (12)
支店 (全国29カ所)	確認検査事業、住 宅性能評価及び関 連事業、その他	事務所	26,040	21,943			47,984	667 (68)

(注) 1 上記の金額（但し、ソフトウェア仮勘定を除く。）には消費税等を含めておりません。

2 当社のリース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	リース期間	年間リース料	リース契約残高
事務用機器	5年～6年	3,062千円	175千円

なお上記リース契約は所有権移転外ファイナンス・リースであります。

##### (2) 国内子会社

主要な設備はありません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末における重要な設備の新設及び改修の計画並びに重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,500,000
計	28,500,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,790,100	7,796,400	東京証券取引所 (市場第二部)	(注)1,2,3,4
計	7,790,100	7,796,400		

(注) 1 「提出日現在発行数」の欄には、平成24年8月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 単元株式数は、100株であります。

3 大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)については、平成24年7月28日に上場廃止となっております。

4 平成24年6月1日から、平成24年7月31日までの間に新株予約権の行使により発行済株式総数6,300株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

(平成15年6月18日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年7月31日)
新株予約権の数(個)	60 (注) 1	60 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000 (注) 1, 5	36,000 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき267(注) 2, 5	1株につき267(注) 2, 5
新株予約権の行使期間	平成17年6月19日から 平成25年6月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267(注) 5 資本組入額 134	発行価格 267(注) 5 資本組入額 134
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的たる株式の数を調整し、0.01株未満の株式は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率

なお、株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても同様の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の調整について

新株予約権発行後、時価を下回る価額による新株の発行(当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員に対する無償の新株予約権の行使による場合を除く。)が行われる場合は、次の算式により払込をなすべき金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、払込金額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

4 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

5 平成23年3月30日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成23年6月1日付で普通株式1株につき300株の割合をもって分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(平成19年7月10日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (平成24年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年7月31日)
新株予約権の数(個)	356	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	106,800	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき 789	
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成24年7月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,092 資本組入額 546	
新株予約権の行使の条件	(注) 1	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		

(注) 1 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使の時点において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員その他これらに準ずる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は権利行使することはできない。

新株予約権者は、新株予約権個数の全部又は一部につき行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 新株予約権の取得条項

新株予約権の割当を受けた者が上記 に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社になる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得できるものとする。

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年10月25日 (注) 1	1,400	25,834	126,980	966,480	126,980	712,380
平成21年8月28日 (注) 2		25,834		966,480	712,380	
平成22年6月1日～ 平成23年5月31日 (注) 3	78	25,912	12,766	979,246	12,766	12,766
平成23年6月1日 (注) 4	7,747,688	7,773,600		979,246		12,766
平成23年6月1日～ 平成24年5月31日 (注) 3	16,500	7,790,100	5,294	984,540	5,294	18,060

(注) 1 第三者割当増資による増加：発行価格181,400円、資本組入額90,700円

主な割当先 ミサワホーム(株) 大和ハウス工業(株) パナホーム(株) 三井ホーム(株) 積水化学工業(株)

2 平成21年8月28日開催の定時株主総会において、今後の資本政策に備えるため、また早期復配体制の実現を目指すため、資本準備金の減少を決議いたしました。そのため、資本準備金全額712,380千円が減少しております。

3 新株予約権（ストックオプション）の権利行使による増加であります。

4 株式分割（1：300）による増加であります。

5 平成24年6月1日から平成24年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が6,300株、資本金が3,437千円、資本準備金が3,437千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）		5	17	29	7	3	3,037	3,098	
所有株式数（単元）		4,457	1,595	20,416	520	30	50,878	77,896	500
所有株式数の割合（%）		5.72	2.05	26.21	0.67	0.04	65.31	100.00	

(7) 【大株主の状況】

平成24年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
鈴木 崇 英	東京都世田谷区	682,900	8.8
日本 E R I 従業員持株会	東京都港区赤坂 8 5 26	673,500	8.6
ミサワホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1	351,000	4.5
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田 3 3 5	351,000	4.5
パナホーム株式会社	大阪府豊中市新千里西町 1 1 4	351,000	4.5
三井ホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2 1 1	351,000	4.5
積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満 2 4 4	351,000	4.5
中 澤 芳 樹	東京都世田谷区	266,800	3.4
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1 28 1	240,000	3.1
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町 1 - 13 - 1	120,000	1.5
計		3,738,200	47.9

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,789,600	77,896	
単元未満株式	普通株式 500		
発行済株式総数	7,790,100		
総株主の議決権		77,896	

【自己株式等】

平成24年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権付与方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成15年5月13日及び同6月18日開催の取締役会及び同6月18日開催の定時株主総会において、新株予約権を発行することを決議いたしました。当該新株予約権の内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成15年6月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 子会社取締役 2 従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式	29	21

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成24年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数			29	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題ととらえておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じて中間配当及び期末配当として年2回、継続的に配当を行うことを基本方針としており、業績を勘案しながら連結配当性向30%程度を確保することを目処に株主への利益還元を行ってゆく所存であります。

また、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けております。

当事業年度の配当につきましては、中間配当として1株当たり14円を実施しており、期末配当についても取締役会決議を経て1株当たり16円を実施いたしました。その結果、年間配当は1株当たり30円となりました。

内部留保資金の用途については、業務体制を強化し競争力を高めるため有効に投資してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年12月28日 取締役会決議	108,998	14
平成24年7月10日 取締役会決議	124,641	16

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成20年3月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月
最高(円)	254,000	176,000	133,000	424,000 1,050	800 1,075
最低(円)	149,000	77,700	77,000	103,900 936	753 680

(注) 1 株価は平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日から平成24年5月23日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成24年5月24日より東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2 第10期は、決算期変更により平成20年4月1日から平成21年5月31日までの14ヵ月となっております。

3 第12期の株価のうち、印は株式分割(平成23年6月1日における1株 300株)による権利落後の最高・最低株価であります。

4 第13期の株価のうち、印は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年12月	平成24年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	828	898	870	815	808	800 802
最低(円)	720	760	715	737	775	753 751

(注) 1 株価は平成24年5月24日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2 平成24年5月の株価のうち、印は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長		鈴木 崇 英	昭和17年 6月 7日生	昭和44年 9月 株式会社ユージー都市設計（現 株式会社UG都市建築）設立、代表取締役副社長 平成 3年10月 同社代表取締役社長 平成11年11月 当社設立、代表取締役会長 平成12年10月 日本住宅ワランティ株式会社（現 株式会社ERIソリューション）取締役 平成14年 5月 株式会社UG都市建築、代表取締役社長退任 平成14年 6月 当社代表取締役社長 平成14年11月 当社取締役会長 平成16年 2月 当社代表取締役社長 平成19年 4月 財団法人 建築行政情報センター（現 一般財団法人建築行政情報センター）評議員 平成20年12月 一般社団法人住宅性能評価・表示協会代表理事会長（現任） 平成21年 4月 一般財団法人建築行政情報センター理事（現任） 平成21年 6月 当社代表取締役会長 平成24年 8月 当社取締役会長（現任）	(注) 2	682,900
代表取締役 社長		中 澤 芳 樹	昭和26年 5月 5日生	平成12年 3月 中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）退職 平成12年 4月 当社入社、業務・開発部長 平成12年 5月 当社取締役業務・開発部長 平成12年10月 日本住宅ワランティ株式会社（現 株式会社ERIソリューション）代表取締役 平成13年 5月 当社常務取締役経営企画部長 平成14年11月 当社代表取締役社長 平成16年 2月 当社代表取締役副社長・住宅評価本部長 平成16年 5月 日本住宅ワランティ株式会社取締役 平成18年 4月 当社代表取締役副社長・経営管理本部長 平成21年 6月 当社代表取締役社長・経営管理本部長 平成21年 8月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	266,800
代表取締役 専務	住宅評価 本部長	馬 野 俊 彦	昭和39年 3月15日生	平成13年12月 中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）退職 平成14年 1月 当社入社、経営企画部課長 平成14年 5月 日本住宅ワランティ株式会社（現 株式会社ERIソリューション）取締役 平成14年11月 当社執行役員経営企画部長 平成15年 4月 当社上級執行役員経営企画部長 平成17年 6月 当社取締役経営企画部長 平成18年 6月 当社取締役経営企画部長兼人事部長 平成18年 7月 当社取締役経営企画部長 平成21年 6月 当社常務取締役経営企画部長 平成21年 8月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長 平成22年 8月 当社常務取締役住宅評価本部長 平成24年 8月 当社代表取締役専務住宅評価本部長（現任）	(注) 2	22,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 専務	経営管理 本部長 兼 経営企画部長	増田明世	昭和33年7月28日生	平成15年3月 伊藤忠商事株式会社 退職 平成15年4月 当社入社、業務・開発部長 平成15年7月 当社執行役員業務・開発部長 平成16年2月 当社執行役員ソリューション事業 部長 平成16年5月 日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社E R Iソリューション) 代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役ソリューション事業部長 平成18年5月 当社取締役 平成19年5月 当社取締役ソリューション事業部 長 平成23年8月 当社常務取締役ソリューション事 業部長 平成24年8月 当社代表取締役専務経営管理本部 長兼経営企画部長(現任)、株式会 社E R Iソリューション取締役(現 任)	(注)2	14,600
取締役	ソリュー ション 事業部長	横瀬弘明	昭和30年12月16日生	平成18年12月 株式会社三井住友銀行 退職 平成19年1月 当社入社、執行役員人事部長 平成20年4月 当社上級執行役員人事部長 平成21年8月 当社取締役人事部長 平成22年2月 当社取締役人事部長兼総務部長 平成22年8月 当社取締役経営管理本部長兼 人事部長兼総務部長 平成23年5月 当社取締役経営管理本部長兼 人事部長 平成24年8月 当社取締役ソリューション事業部 長(現任)、株式会社E R Iソ リューション代表取締役社長(現 任)	(注)2	4,500
取締役	確認検査 本部長	金澤秀一	昭和25年3月9日生	平成22年3月 世田谷区役所 退職 平成22年4月 当社入社、上級執行役員確認検査本 部副本部長 平成22年8月 当社取締役確認検査本部長(現任)	(注)2	1,000
取締役	住宅評価本部 副本部長 兼 評価企画部長	堂山俊介	昭和33年4月4日生	平成14年2月 株式会社青木建設 退職 平成14年2月 当社入社、住宅評価部、共同住宅評 価部 平成19年4月 当社住宅評価部長 平成20年4月 当社住宅評価本部副本部長兼住宅評 価部長兼評価企画部長 平成22年4月 当社執行役員住宅評価本部副本部長 兼住宅評価部長兼評価企画部長 平成22年8月 当社取締役住宅評価本部副本部長兼 住宅評価部長兼評価企画部長 平成23年10月 当社取締役住宅評価本部副本部長兼 評価企画部長(現任)	(注)2	2,000
取締役	評定部長	深田良雄	昭和22年6月25日生	平成19年6月 鹿島建設株式会社 退職 平成19年7月 当社入社、執行役員評定部長 平成22年8月 当社取締役評定部長(現任)	(注)2	2,300
取締役	人事部長	此川和夫	昭和29年7月21日生	平成14年6月 株式会社構造システム 退職 平成14年7月 当社入社、大阪支店確認部 平成18年4月 当社確認検査本部確認企画部長 平成20年10月 当社執行役員確認企画部長 平成22年3月 株式会社E R Iアカデミー取締役 平成22年8月 当社上級執行役員経営企画部長 平成22年8月 株式会社E R Iアカデミー代表取締 役社長 平成23年8月 当社取締役経営企画部長 平成24年4月 株式会社E R Iアカデミー取締 役(現任) 平成24年8月 当社取締役人事部長(現任)	(注)2	7,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)	
取締役		内田 和成	昭和26年10月31日生	昭和49年4月 昭和60年1月 平成12年6月 平成18年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成24年2月 平成24年6月 平成24年6月 平成24年8月	日本航空株式会社入社 ボストンコンサルティンググループ入社 同社日本代表 早稲田大学大学院商学研究科教授(現任) サントリー株式会社社外監査役 早稲田大学ビジネススクール教授(現任) キュービー株式会社社外監査役(現任) 三井倉庫株式会社社外取締役(現任) ライフネット生命保険株式会社社外取締役(現任) 当社社外取締役(現任)	(注)2	0	
常勤監査役		大塚 和彦	昭和22年4月5日生	平成12年8月 平成12年9月 平成14年6月 平成16年2月 平成16年5月 平成19年11月 平成20年7月 平成21年8月	株式会社トリコ 退職 当社入社、経理部長 当社取締役経理部長 当社取締役 日本住宅ワランティ株式会社(現株式会社E R Iソリューション)監査役(現任) 当社取締役経理財務部長兼広報・I R部長 当社取締役広報・I R部長 当社常勤監査役(現任)	(注)4	31,900	
監査役		町田 昇	昭和18年6月29日生	平成15年3月 平成15年4月 平成18年4月 平成20年10月 平成21年8月	埼玉県庁 退職 当社入社、確認企画部長 当社上級執行役員確認検査本部副本部長 当社理事 当社監査役(現任)	(注)5	6,000	
監査役		山宮 慎一郎	昭和45年2月4日生	平成7年4月 平成18年1月 平成18年6月	東京弁護士会にて弁護士登録 新東京総合法律事務所(現 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所)坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)入所 同所パートナー(現任) 当社監査役(現任)	(注)6	0	
監査役		太田 裕士	昭和45年10月3日生	平成13年9月 平成17年11月 平成18年1月 平成18年10月 平成18年11月 平成19年6月 平成21年5月	朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)退所 ジェイ・ブリッジ株式会社(現 アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社)入社 ジェイ・ブリッジ株式会社 退職 公認会計士太田裕士事務所設立、代表(現任) 当社監査役(現任) 東陽監査法人 社員(現任)	(注)7	0	
計								1,042,300

- (注) 1 監査役のうち山宮慎一郎、太田裕士は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は、平成24年5月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 取締役のうち内田和成は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4 常勤監査役大塚和彦の任期は、平成21年5月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 監査役町田昇の任期は、平成21年5月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 監査役山宮慎一郎の任期は、平成21年5月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 7 監査役太田裕士の任期は、平成24年5月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 8 当社は、執行役員制度を導入しております。なお、平成24年8月30日現在の執行役員は次のとおりです。

役名	氏名	職名
取締役会長上級執行役員	鈴木 崇 英	
代表取締役社長代表執行役員	中 澤 芳 樹	
代表取締役専務代表執行役員	馬 野 俊 彦	住宅評価本部長
代表取締役専務代表執行役員	増 田 明 世	経営管理本部長兼経営企画部長
取締役上級執行役員	横 瀬 弘 明	ソリューション事業部長
取締役上級執行役員	金 澤 秀 一	確認検査本部長
取締役上級執行役員	堂 山 俊 介	住宅評価副本部長兼評価企画部長
取締役上級執行役員	深 田 良 雄	評定部長
取締役上級執行役員	此 川 和 夫	人事部長
上級執行役員	出 雲 隆 夫	確認検査副本部長兼確認管理部長
執行役員	藤 岡 尋	営業部長
執行役員	藤 村 孝 夫	住宅営業推進部長
執行役員	南 出 和 延	関西地区統括
執行役員	遠 藤 滋	中四国地区統括
執行役員	中山 由利夫	九州地区統括

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

##### <基本的な考え方>

当社は、建築分野における専門的な第三者機関です。第三者検査という事業の性格を強く意識し、法律で義務付けられている確認・検査を含む建築物検査の大臣指定機関として、その使命を果たしながら、公共性と収益性のバランスの下、堅実な利益成長を確保することを目指しております。それを「七つの理念」として、経営の基本方針として掲げています。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方は、建築基準法等の執行機関として自らの法令遵守を徹底するとともに、確実、迅速なサービス提供を確保し、企業活動の効率性と透明性を高めるという観点に立ち、経営体制や経営システムを整備し、必要な施策を実施していくことであります。これは同時に経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

##### <取締役、取締役会、執行役員>

取締役会は、法令で定められた事項や当社の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。

当社では、社外取締役を含む取締役会と監査役会という枠組みの中で、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を導入しております。平成24年8月30日現在の経営体制は、社外取締役1名を含む取締役10名と、取締役兼務者9名を含む執行役員15名であります。取締役会は毎月1回以上開催され、当期における開催回数は臨時取締役会を含めて18回開催しております。なお、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

##### <監査役、監査役会>

監査役会は、取締役の会社運営が適切な内部統制システムの下で適法に行われているかについての監査を実施しております。

当社の監査役は4名で、2名が社外監査役、残る2名が社内出身で内1名を常勤監査役（平成24年8月30日現在）とし、独立して公正な監査が行える体制を取っております。当期においては、監査役会は定例会12回、臨時会2回を開催しております。

##### <監視委員会>

当社は国土交通省「指定確認検査機関指定準則」に基づき、社内に「監視委員会」を設置し、業務内容の監査を受けております。「監視委員会」は、弁護士会の推薦する者、消費者団体の推薦する者、建築関係の学識者及び当社の監査役で構成され、業務規程の審議、業務内容の監査等を行い、四半期ごとにその結果を国土交通大臣に報告しております。

#### < 経営会議 >

経営会議は、取締役会を補完し効率性を高めるため、その専決事項を除く経営に関する重要事項を協議・決定しております。

経営会議は、常勤の取締役9名及び執行役員の内、取締役会で選任された上級執行役員1名（平成24年8月30日現在）により構成され、毎月1回開催しております。なお、当期における開催回数は12回です。

#### < 企業統治の体制を採用する理由 >

当社は監査役設置会社形態を採用しておりますが、社外監査役を含めた監査役による監査体制の強化・充実等により経営監視機能面で十分に機能する体制が整っております。更にと取締役会における監督機能と意思決定の透明性を一層向上させるため、平成24年8月30日開催の定時株主総会において社外取締役を新たに選任しております。これに加え「監視委員会」による監査等も併せ、経営監視機能の客観性・中立性が十分に担保できるものと考え、現状の体制を採用しております。

#### < 内部統制システムの整備状況 >

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務の適正を確保するための体制について基本方針を定めており、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に努めております。

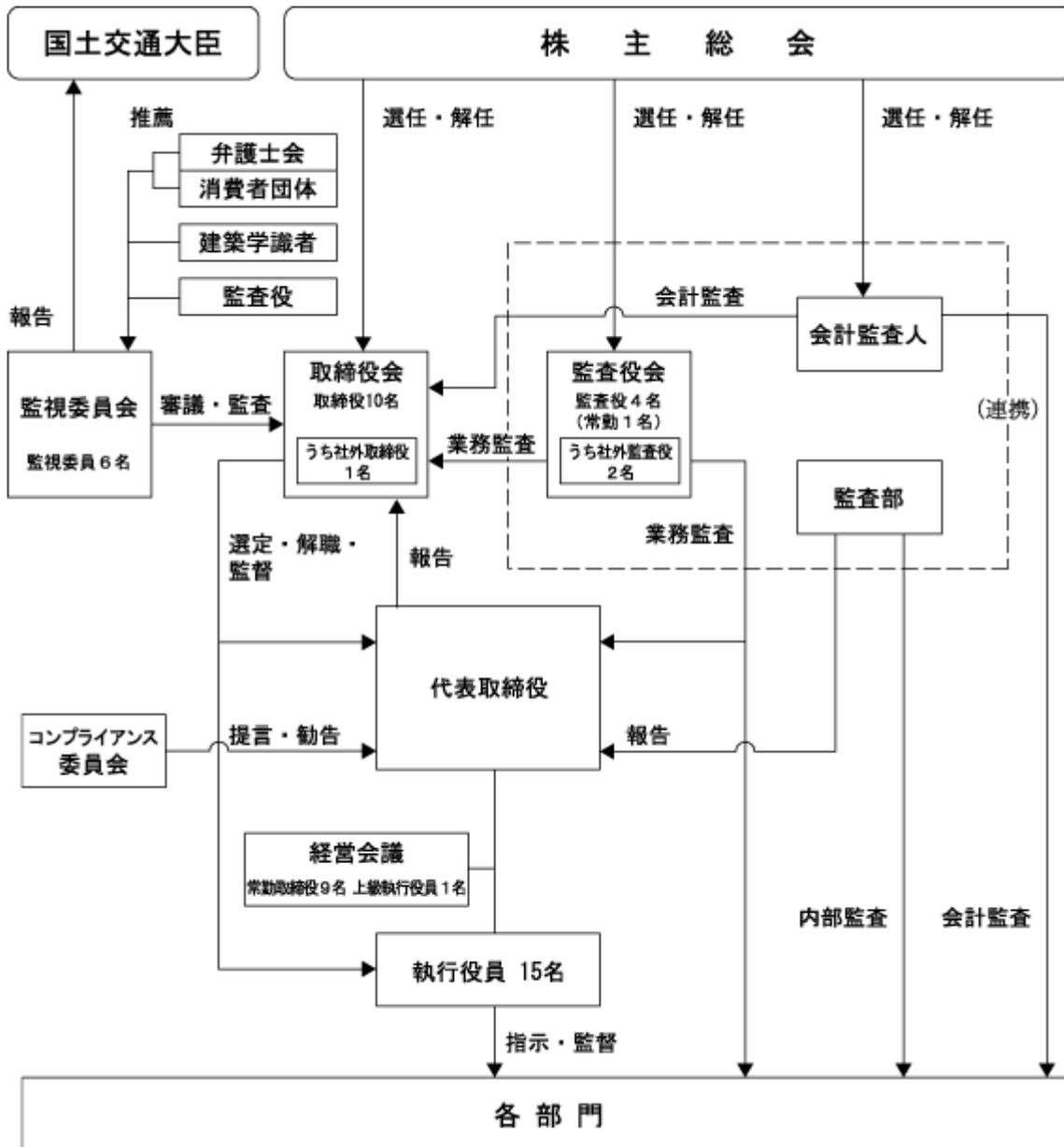
#### < 内部統制とリスク管理体制 >

当社では、社内業務全般にわたり諸規程が漏れなく整備されており、明文化されたルールの下で、各職位が明確な権限と職位をもって業務を遂行しており、監査部による内部監査も実施されております。

業務における事故・苦情等、トラブル案件を中心とする全社的なリスク管理については、経営企画部が対処しております。

コンプライアンスについては、国土交通大臣の指定機関の社員として守るべき倫理上の原則・基準を「日本E R I 倫理に関する規定」として制定し全職員に徹底しております。企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するため、社長直属の組織として、社外弁護士等もメンバーに含む「コンプライアンス委員会」を設置しており、経営陣への提言・勧告等を行っております。また、各部店長を「コンプライアンス責任者」に任命し、指定にかかる法的規制を含めた業務現場における法令遵守と適正な業務執行を確保しており、更に経営企画部で掌握する体制としております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムとリスク管理体制の整備状況の模式図は次のとおりであります。



< 責任限定契約の内容の概要 >

- 1 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7,000千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

- 2 当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7,000千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

- 3 当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、20,000千円又は会計監査人としての在職中の報酬その他の職務執行の対価、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

内部監査及び監査役監査

< 内部監査 >

当社は、子会社を含めた業務プロセスの遵法性、適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で社長直属の組織として監査部を設置しております。現在、常勤スタッフは4名ですが、監査毎に業務に精通したスタッフを監査員に委嘱することにより、期初に策定した監査計画に基づき、当期においては延べ52の部支店及び子会社に対し実地監査を実施しております。各部支店の確認検査及び住宅性能評価の業務執行のコンプライアンスの状況、業務規程の遵守状況などを監査し、監査後は遅滞なく改善状況を報告させることで、内部監査の実効性を担保しております。会計監査人や監査役とも随時意見交換を行い、連携をとっております。

< 監査役監査 >

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で監査方針及び計画を定め、取締役会等、重要会議への出席の他、部支店の往査、子会社の調査を実施しております。

更に、会計監査人との情報・意見交換、協議、内部監査部門である監査部からの定例の監査報告等により相互の連携を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実強化に寄与すべく監査の向上に取り組んでおります。

なお、常勤監査役の大塚和彦は、長年に亘り当社経理・財務部門で業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

社外取締役及び社外監査役

イ 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は10名中1名、社外監査役は4名中2名です。(平成24年8月30日現在)

ロ 社外取締役及び社外監査役の当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割

(社外取締役)

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
内田 和成 (平成24年8月就任)	同氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督することを期待しております。

(社外監査役)

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
山宮 慎一郎 (平成18年6月就任)	同氏と当社間に特別な利害関係はありません。同氏には、弁護士としての専門的知見を活かし、監査体制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。
太田 裕士 (平成19年6月就任)	同氏は、過去(7年前)に、当社の会計監査人である朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)の職員として関与していましたが、当社の監査役就任以前に同監査法人を退職されており、現在、当社と同氏間に特別な利害関係はありません。同氏には、公認会計士としての専門的知見を活かし、内部統制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。

八 独立性に関する基準・方針の内容及び選任状況に関する考え方

社外取締役及び社外監査役を選任するための基準又は方針については、金融商品取引所の定めに基づく独立役員制度の基準を参考にしております。

また選任しております社外取締役1名及び社外監査役2名は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しております。

二 社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査、及び会計監査との相互連携、並びに内部統制部門との関係

社外監査役は常勤監査役と密接に連携し、必要な報告を受けるとともに会計監査人や内部監査部門との定期的会合や、定期報告を通じて意見交換・情報収集を行い、相互に連携を図っております。更に、内部統制システムの整備を図る目的に設置されたコンプライアンス委員会(四半期に1回開催)にも出席し、提言・勧告等行っております。

社外取締役(平成24年8月30日開催の定時株主総会で新たに選任)は、取締役会への出席を通じて、内部監査・監査役監査・会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜意見を述べる体制を構築し、経営の監督機能強化を図ります。

## 役員の報酬等

### イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	176,770	169,530		7,240		9
監査役 (社外監査役を除く)	20,940	20,940				2
社外役員	8,100	8,100				2

### ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

### ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

### ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会の決議により定められた報酬限度額（取締役400,000千円以内、監査役100,000千円以内）の範囲内で、内規に基づき、その役位に応じて決定しております。

### 株式の保有状況

該当事項はありません。

### 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任しておりますが、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期における監査体制等は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員 池谷 修一	有限責任 あずさ監査法人	1年
指定有限責任社員 業務執行社員 杉山 正樹	有限責任 あずさ監査法人	6年

(注) 1 平成16年4月1日より適用されている公認会計士法第34条の11の3に定める業務執行社員のローテーション制度に基づく継続監査年数は、池谷修一が1年、杉山正樹が6年であります。

2 監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の監査計画に基づき決定されております。具体的には、公認会計士6名及びその他8名で構成されております。

## 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

## 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

## 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

## 株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 取締役会で決議することができる責任免除について

### < 取締役及び監査役の責任免除 >

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。

これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものである。

### < 会計監査人の責任免除 >

当社は、会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

これは、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	29,000	500	29,000	1,000
連結子会社				
計	29,000	500	29,000	1,000

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準に関するアドバイザリー業務を委託し対価を支払っております。

当連結会計年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である上場に係るアドバイザリー業務を委託し対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、特別な方針等は定めておりませんが、その決定に当たっては監査業務に要する日数等を勘案して決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年6月1日から平成24年5月31日まで)及び事業年度(平成23年6月1日から平成24年5月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等について適格に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準及びわが国を取り巻く会計環境等に関する情報の提供を受けております。また同法人及び監査法人等が行うセミナー研修への参加や、会計専門誌の定期購読等を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年5月31日)	当連結会計年度 (平成24年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,362,347	1,302,673
売掛金	415,394	421,655
仕掛品	257,041	293,621
繰延税金資産	255,532	209,477
その他	76,868	79,426
貸倒引当金	3,871	3,800
流動資産合計	3,363,312	2,303,054
固定資産		
有形固定資産		
建物	52,942	71,135
減価償却累計額	23,842	30,842
建物(純額)	29,100	40,293
工具、器具及び備品	83,772	109,923
減価償却累計額	42,980	68,357
工具、器具及び備品(純額)	40,792	41,566
有形固定資産合計	69,892	81,859
無形固定資産		
ソフトウェア	13,154	15,215
ソフトウェア仮勘定	-	24,130
その他	434	434
無形固定資産合計	13,588	39,780
投資その他の資産		
投資有価証券	-	200,538
差入保証金	355,107	361,091
供託金	-	1,196,980
繰延税金資産	43,402	42,162
その他	44,044	48,000
貸倒引当金	1,453	525
投資その他の資産合計	441,100	1,848,247
固定資産合計	524,582	1,969,887
資産合計	3,887,894	4,272,942

	前連結会計年度 (平成23年5月31日)	当連結会計年度 (平成24年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	220,056	250,092
未払費用	640,603	573,958
未払法人税等	455,880	355,672
前受金	562,322	625,081
その他	100,775	66,500
流動負債合計	1,979,638	1,871,305
固定負債		
退職給付引当金	100,906	107,455
長期未払金	124,200	124,200
固定負債合計	225,106	231,655
負債合計	2,204,744	2,102,960
純資産の部		
株主資本		
資本金	979,246	984,540
資本剰余金	12,766	18,060
利益剰余金	655,854	1,135,091
株主資本合計	1,647,867	2,137,692
新株予約権	35,282	32,289
純資産合計	1,683,150	2,169,981
負債純資産合計	3,887,894	4,272,942

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
売上高	10,438,345	11,289,002
売上原価	7,365,356	7,792,627
売上総利益	3,072,988	3,496,374
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 2,072,835	<sup>1</sup> 2,176,743
営業利益	1,000,153	1,319,631
営業外収益		
受取利息	535	3,227
保険配当金	5,267	5,929
受取手数料	4,597	4,568
保険解約返戻金	36,900	-
助成金収入	660	2,320
雑収入	2,326	1,109
営業外収益合計	50,286	17,155
営業外費用		
支払利息	3,144	4,330
上場関連費用	-	20,000
雑損失	343	1,753
営業外費用合計	3,487	26,084
経常利益	1,046,952	1,310,702
特別損失		
固定資産除却損	<sup>2</sup> 530	<sup>2</sup> 52
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	29,725	-
賃貸借契約解約損	7,723	-
特別損失合計	37,979	52
税金等調整前当期純利益	1,008,972	1,310,650
法人税、住民税及び事業税	437,656	561,107
法人税等調整額	100,484	47,294
法人税等合計	337,171	608,401
少数株主損益調整前当期純利益	671,800	702,248
当期純利益	671,800	702,248

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)	当連結会計年度 (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	671,800	702,248
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
包括利益	671,800	702,248
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	671,800	702,248
少数株主に係る包括利益	-	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	966,480	979,246
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	12,766	5,294
当期変動額合計	12,766	5,294
当期末残高	979,246	984,540
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	-	12,766
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	12,766	5,294
当期変動額合計	12,766	5,294
当期末残高	12,766	18,060
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	48,638	655,854
当期変動額		
剰余金の配当	64,585	223,011
当期純利益	671,800	702,248
当期変動額合計	607,215	479,236
当期末残高	655,854	1,135,091
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	1,015,118	1,647,867
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	25,533	10,588
剰余金の配当	64,585	223,011
当期純利益	671,800	702,248
当期変動額合計	632,749	489,825
当期末残高	1,647,867	2,137,692
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	43,627	35,282
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,344	2,993
当期変動額合計	8,344	2,993
当期末残高	35,282	32,289
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	1,058,745	1,683,150
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	25,533	10,588
剰余金の配当	64,585	223,011
当期純利益	671,800	702,248
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,344	2,993
当期変動額合計	624,404	486,831
当期末残高	1,683,150	2,169,981

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)	当連結会計年度 (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,008,972	1,310,650
減価償却費	43,984	37,170
退職給付引当金の増減額（は減少）	8,428	6,549
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	133,593	-
長期未払金の増減額（は減少）	124,200	-
受取利息	535	3,227
支払利息	3,144	4,330
保険返戻金	36,900	-
有形固定資産除却損	530	52
賃貸借契約解約損	7,723	-
売上債権の増減額（は増加）	25,078	5,337
たな卸資産の増減額（は増加）	84,627	36,580
未払金の増減額（は減少）	29,061	32,293
未払費用の増減額（は減少）	229,310	66,644
前受金の増減額（は減少）	147,590	62,758
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	29,725	-
その他	47,314	29,297
小計	1,304,623	1,312,717
利息及び配当金の受取額	535	3,440
利息の支払額	3,144	4,330
供託金の預入による支出	-	1,196,980
法人税等の支払額	35,169	658,345
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,266,844	543,498
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額（は増加）	-	40,000
投資有価証券の取得による支出	-	200,752
有形固定資産の取得による支出	44,779	58,199
無形固定資産の取得による支出	6,247	21,382
差入保証金の差入による支出	40,209	11,625
差入保証金の回収による収入	33,940	3,769
資産除去債務の履行による支出	7,196	5,251
保険積立金の払戻による収入	56,400	-
その他	19,625	9,984
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,717	343,426
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	500,000	900,000
短期借入金の返済による支出	500,000	900,000
ストックオプションの行使による収入	18,458	8,320
配当金の支払額	63,675	221,068
財務活動によるキャッシュ・フロー	45,217	212,748
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,193,909	1,099,673
現金及び現金同等物の期首残高	1,168,437	2,362,347
現金及び現金同等物の期末残高	2,362,347	1,262,673

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社E R Iソリューション

株式会社E R Iアカデミー

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 3～20年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 退職給付引当金

当社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務(簡便法)に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

前連結会計年度

5年間で均等償却しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、当社は資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当連結会計年度において株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【未適用の会計基準等】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 【表示方法の変更】

### (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」は、負債及び純資産の総額の100分の5以下となっているため、当連結会計年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組替えております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「未払消費税等」に表示していた55,512千円は、「流動負債」の「その他」として組替えております。

### (連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えているため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組替えております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた2,986千円は、「営業外収益」の「助成金収入」660千円、「雑収入」2,326千円として組替えております。

### (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払消費税等の増減額（は減少）」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組替えております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払消費税等の増減額（は減少）」に表示していた25,386千円は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」として組替えております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「保険積立金の積立による支出」は、金額的重要性が減少したため、当連結会計年度より「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組替えております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「保険積立金の積立による支出」に表示していた8,990千円は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」として組替えております。

## 【会計上の見積りの変更】

該当事項はありません。

**【追加情報】**

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年5月31日)	当連結会計年度 (平成24年5月31日)
	<p>偶発債務 (重要な訴訟事件)</p> <p>平成21年8月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年1月31日に横浜地方裁判所より(判決書の送達を受けた日 平成24年2月2日)、被告(除く、横浜市)は連帯して、損害賠償金1,408,189千円及びこれに対する遅延損害金(起算日から支払済みまで年5分の割合による金員)を支払う判決を受けました。</p> <p>当社としては、当該判決を不服として、平成24年2月3日に東京高等裁判所へ控訴しております。</p> <p>なお、当該判決には仮執行宣言が付されており、強制執行停止のため、平成24年2月3日に1,196,980千円を供託しております。</p>

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)
給与手当	698,092千円	801,871千円
退職給付費用	38,754 "	34,251 "
貸倒引当金繰入額	577 "	30 "

2 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)
建物	303千円	千円
工具、器具及び備品	227 "	52 "
計	530千円	52千円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	25,834	78		25,912

(注) 発行済株式の総数の増加は、ストック・オプションの行使による増加分であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成19年ストック ・オプション	普通株式					35,282
合計							35,282

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年12月28日 取締役会	普通株式	64,585	2,500	平成22年11月30日	平成23年2月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年7月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	114,012	4,400	平成23年5月31日	平成23年7月29日

当連結会計年度(自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	25,912	7,764,188		7,790,100

(注) 発行済株式の総数の増加は、平成23年 6月 1日付での 1株につき300株の株式分割による増加7,747,688株、ストック・オプションの行使による増加16,500株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成19年ストック ・オプション	普通株式					32,289
合計							32,289

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 7月12日 取締役会	普通株式	114,012	4,400	平成23年 5月31日	平成23年 7月29日
平成23年12月28日 取締役会	普通株式	108,998	14	平成23年11月30日	平成24年 1月31日

(注) 平成23年 6月 1日付にて普通株式 1株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 7月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	124,641	16	平成24年 5月31日	平成24年 7月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定は一致しております。	現金及び預金 1,302,673千円 預入期間が3か月を超える定期預金 40,000〃 現金及び現金同等物 1,262,673千円

(リース取引関係)

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年5月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	34,084	31,133	2,951
合計	34,084	31,133	2,951

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成24年5月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	3,766	3,609	157
合計	3,766	3,609	157

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年5月31日)	当連結会計年度 (平成24年5月31日)
1年内	3,010	175
1年超	175	
合計	3,185	175

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)	当連結会計年度 (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)
支払リース料	18,370	3,062
減価償却費相当額	16,521	2,794
支払利息相当額	431	51

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年5月31日)	当連結会計年度 (平成24年5月31日)
1年内	931	294
1年超	294	
合計	1,225	294

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、一部を安全性の高い金融資産としており、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信・売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券に係る市場リスクは、資金運用規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、借入金は全て短期借入金であります。これらの支払に係る流動性リスクは、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち45.5%が大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2参照)

前連結会計年度(平成23年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額( ) (千円)	時価( ) (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,362,347	2,362,347	
(2) 売掛金	415,394	415,394	
(3) 投資有価証券			
(4) 未払金	(220,056)	(220,056)	
(5) 未払法人税等	(455,880)	(455,880)	

( ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

当連結会計年度(平成24年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額( ) (千円)	時価( ) (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,302,673	1,302,673	
(2) 売掛金	421,655	421,655	
(3) 投資有価証券 満期保有目的の債券	200,538	195,714	4,824
(4) 未払金	(250,092)	(250,092)	
(5) 未払法人税等	(355,672)	(355,672)	

( ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(4)未払金、及び(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成23年5月31日	平成24年5月31日
差入保証金(*1)	355,107	361,091
供託金(*2)		1,196,980
長期未払金(*3)	(124,200)	(124,200)

( ) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*1)市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2)強制執行停止のために供託しているものであり、償還予定時期を見積ることができず、時価を把握することが困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

(\*3)役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,362,347			
売掛金	415,394			
合計	2,777,741			

当連結会計年度(平成24年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,302,673			
売掛金	421,655			
投資有価証券		200,000		
合計	1,724,329	200,000		

[次へ](#)

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成24年5月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	200,538	195,714	4,824
合計	200,538	195,714	4,824

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。なお、60歳以上の者については、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

子会社には退職給付制度はありません。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成23年5月31日)	当連結会計年度 (平成24年5月31日)
退職給付債務	100,906千円	107,455千円
退職給付引当金	100,906千円	107,455千円
	当社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法(自己都合退職による期末要支給額の100%を退職給付債務とする方法)を採用しております。	同左

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)	当連結会計年度 (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)
退職給付費用	176,038千円	193,915千円
勤務費用	45,282千円	45,550千円
確定拠出年金制度への掛金支払額	130,756千円	148,365千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しておりますので、算定基礎率等については記載しておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名、子会社取締役2名 当社従業員1名	当社従業員 623名
株式の種類別のストック・オプション数 (注) 1	普通株式 240,000株	普通株式 186,900株
付与日	平成15年6月18日	平成19年8月1日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	平成19年8月1日から 平成21年7月31日まで
権利行使期間	平成17年6月19日から 平成25年6月17日まで	平成21年8月1日から 平成24年7月31日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、平成17年5月20日付株式分割(1:2)による分割及び平成23年6月1日付株式分割(1:300)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

3 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。

但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、行使することができる。

その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	45,000	116,700
権利確定		
権利行使	9,000	7,500
失効		2,400
未行使残	36,000	106,800

## 単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	267	789
行使時平均株価 (円)	898	816
公正な評価単価(付与日) (円)		90,701

### 3. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実質の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	34,484千円	25,516千円
未払賞与	184,442 "	152,260 "
退職給付引当金	40,866 "	40,257 "
長期未払金	50,301 "	43,966 "
繰越欠損金	33,963 "	37,915 "
その他	49,998 "	64,093 "
小計	394,056 "	364,011 "
評価性引当額	95,122 "	112,371 "
繰延税金資産合計	298,934千円	251,639千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)
法定実効税率	40.5%	40.5%
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	0.2 "	0.2 "
住民税均等割等	4.0 "	3.3 "
評価性引当額の増減	12.3 "	0.8 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	"	1.4 "
その他	1.0 "	0.2 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.4%	46.4%

## 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年5月31日まで 40.5%

平成24年6月1日から平成27年5月31日 37.8%

平成27年6月1日以降 35.4%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が18,342千円減少し、当連結会計年度に費用計上された法人税等調整額の金額が18,342千円増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社及び支店の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込み期間は不動産賃借契約開始から15年間を採用しております。

2. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
期首残高 (注)	72,661千円	79,045千円
新たな賃貸借契約の締結に伴う増加額	15,817 "	10,737 "
既存の賃貸借契約の解約等に伴う減少額	9,434 "	6,418 "
期末残高	79,045千円	83,364千円

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社名にあるとおり建築物等に関する、Evaluation（評価）Rating（格付け）Inspection（検査）を専門的第三者機関として実施する事業活動を展開しております。当社は、経営組織の形態及びサービスの特性の類似性に基づき、複数の事業セグメントを集約したうえで、「確認検査事業」「住宅性能評価及び関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「確認検査事業」は建築基準法に基づく建築物の確認検査業務を行っております。

「住宅性能評価及び関連事業」は住宅品質確保法に基づく新築住宅及び既存住宅の住宅性能評価業務、長期優良住宅技術的審査業務、住宅エコポイント制度に係る証明業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び関 連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	5,352,045	3,189,155	8,541,201	1,897,144	10,438,345		10,438,345
セグメント間の内部 売上高又は振替高				40,931	40,931	40,931	
計	5,352,045	3,189,155	8,541,201	1,938,075	10,479,276	40,931	10,438,345
セグメント利益	54,274	736,968	791,243	208,909	1,000,153		1,000,153
セグメント資産	839,924	412,866	1,252,791	246,856	1,499,648	2,388,246	3,887,894
その他の項目							
減価償却費	28,570	8,947	37,518	6,465	43,984		43,984
のれんの償却額				3,201	3,201		3,201
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	37,894	11,867	49,762	8,575	58,338		58,338

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保保険の検査、共同住宅の音環境評価、土壌汚染調査、不動産取引等におけるデューデリジェンス(調査)やインスペクション(検査)、建築資金支払管理などが含まれております。

2 セグメント売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高消去額であります。

セグメント資産の調整額2,388,246千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金(現金及び預金等)及び当社管理部門にかかる資産であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び関 連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,253,440	3,332,963	9,586,404	1,702,598	11,289,002		11,289,002
セグメント間の内部 売上高又は振替高				34,603	34,603	34,603	
計	6,253,440	3,332,963	9,586,404	1,737,201	11,323,605	34,603	11,289,002
セグメント利益	416,314	778,006	1,194,320	125,310	1,319,631		1,319,631
セグメント資産	890,139	449,115	1,339,255	198,147	1,537,402	2,735,539	4,272,942
その他の項目							
減価償却費	24,461	7,688	32,150	5,020	37,170		37,170
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	33,727	34,731	68,459	6,922	75,381		75,381

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保保険の検査、共同住宅の音環境評価、土壌汚染調査、不動産取引等におけるデューデリジェンス（調査）やインスペクション（検査）、建築資金支払管理などが含まれております。

2 セグメント売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高消去額であります。

セグメント資産の調整額2,735,539千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金（現金及び預金等）及び当社管理部門にかかる資産であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,447,545	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

当連結会計年度(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,497,480	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	全社・消去	合計
	確認検査事業	住宅性能評価 及び 関連事業	計			
当期償却額				3,201		3,201
当期末残高						

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保保険の検査、共同住宅の音環境評価、土壌汚染調査、不動産取引等におけるデューデリジェンス(調査)やインスペクション(検査)、建築資金支払管理などが含まれております。

当連結会計年度(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
1株当たり純資産額	211円98銭	274円41銭
1株当たり当期純利益金額	86円67銭	90円21銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	86円37銭	89円90銭

(注) 1 当社は、平成23年 6月 1日付にて普通株式 1株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2号 平成22年 6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4号 平成22年 6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 9号 平成22年 6月30日)を適用しております。この適用により、当連結会計年度に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前連結会計年度の 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額 63,594円76銭

1株当たり当期純利益金額 26,001円50銭

潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 25,911円24銭

3 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	671,800	702,248
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	671,800	702,248
普通株式の期中平均株式数(株)	7,751,289	7,784,770
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	27,262	26,677
(うち新株予約権(株))	(27,262)	(26,677)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	会社法に基づくストック・オプション制度に係る新株予約権116,700株	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

## 1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,725,727	5,583,557	8,398,617	11,289,002
税金等調整前 四半期(当期)純利益 金額 (千円)	323,460	717,902	1,023,725	1,310,650
四半期(当期)純利益 金額 (千円)	178,660	402,011	554,872	702,248
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	22.96	51.65	71.29	90.21

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	22.96	28.73	19.63	18.92

## 2. 重要な訴訟事件等

平成21年8月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年1月31日に横浜地方裁判所より、被告（除く、横浜市）は連帯して、損害賠償金14億818万9,644円及びこれに対する遅延損害金（起算日から支払済みまで年5分の割合の金員）を支払う判決を受けました。当社としては、当該判決を不服として、平成24年2月3日に東京高等裁判所へ控訴し、現在係争中であります。

平成21年11月5日付にて、有限会社クレールベイサイドイタリア村から、当社他、設計事務所2社、建設会社2社、及びインテリア会社1社を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額9億9,991万7,770円及び、これに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合の金員）を東京地方裁判所において提訴され、現在、名古屋地方裁判所において係争中であります。

平成22年6月22日付にて、医療法人ワカサ会から、当社他、設計・監理会社1社、建設会社1社を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額20億3,921万6,822円及び、内金20億1,921万6,822円に対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合の金員）を広島地方裁判所において提訴され、現在係争中であります。

平成21年4月27日付にて、株式会社日本リートから提訴されていた、当社、設計事務所及び建築士等を被告とする損害賠償請求訴訟について、平成24年3月29日に大阪地方裁判所より判決の言い渡しがあり、当社に対する請求は全て棄却されたため、原告は当該判決を不服として、平成24年4月13日に当社に対し控訴を提起し（賠償請求金額4億7,790万1,063円及びこれに対する平成21年6月4日から支払済みまで年5分の割合の金員）、現在、大阪高等裁判所において係争中であります。

当社といたしましては、いずれの訴訟においても損害賠償請求を受けるべき点は無いものと考えており、裁判で当社の正当性を主張し争っていく方針です。

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年5月31日)	当事業年度 (平成24年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,262,565	1,161,652
売掛金	409,083	408,126
仕掛品	253,031	284,416
前払費用	67,763	68,809
繰延税金資産	252,905	206,300
その他	42,745	51,737
貸倒引当金	3,871	3,800
流動資産合計	3,284,223	2,177,242
固定資産		
有形固定資産		
建物	52,942	71,135
減価償却累計額	23,842	30,842
建物(純額)	29,100	40,293
工具、器具及び備品	83,772	106,954
減価償却累計額	42,980	67,877
工具、器具及び備品(純額)	40,792	39,077
有形固定資産合計	69,892	79,370
無形固定資産		
ソフトウェア	13,154	15,215
ソフトウェア仮勘定	-	24,130
電話加入権	406	406
無形固定資産合計	13,560	39,752
投資その他の資産		
投資有価証券	-	200,538
関係会社株式	63,372	128,372
差入保証金	355,107	361,091
長期前払費用	16,164	11,613
供託金	-	1,196,980
繰延税金資産	43,402	42,162
その他	27,879	36,386
貸倒引当金	1,453	525
投資その他の資産合計	504,473	1,976,619
固定資産合計	587,926	2,095,742
資産合計	3,872,150	4,272,984

	前事業年度 (平成23年5月31日)	当事業年度 (平成24年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	217,753	246,390
未払費用	640,603	573,958
未払法人税等	453,988	351,463
前受金	552,973	619,084
預り金	43,186	47,217
その他	53,802	14,361
流動負債合計	1,962,308	1,852,475
固定負債		
退職給付引当金	100,906	107,455
長期未払金	124,200	124,200
固定負債合計	225,106	231,655
負債合計	2,187,414	2,084,130
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	979,246	984,540
資本剰余金		
資本準備金	12,766	18,060
資本剰余金合計	12,766	18,060
利益剰余金		
利益準備金	6,458	28,759
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	650,981	1,125,203
利益剰余金合計	657,439	1,153,962
株主資本合計	1,649,452	2,156,564
新株予約権	35,282	32,289
純資産合計	1,684,735	2,188,853
負債純資産合計	3,872,150	4,272,984

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
売上高	10,310,762	11,078,770
売上原価	7,247,525	7,645,844
売上総利益	3,063,237	3,432,926
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 2,014,510	<sup>1</sup> 2,100,637
営業利益	1,048,726	1,332,289
営業外収益		
受取利息	499	469
有価証券利息	-	2,736
保険配当金	5,267	5,929
受取手数料	4,597	4,568
保険解約返戻金	36,900	-
助成金収入	660	2,320
雑収入	2,325	1,080
営業外収益合計	50,250	17,104
営業外費用		
支払利息	3,144	4,330
上場関連費用	-	20,000
雑損失	305	1,592
営業外費用合計	3,449	25,922
経常利益	1,095,527	1,323,471
特別損失		
固定資産除却損	<sup>2</sup> 530	<sup>2</sup> 52
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	29,725	-
関係会社株式評価損	44,127	-
賃貸借契約解約損	7,723	-
特別損失合計	82,107	52
税引前当期純利益	1,013,419	1,323,418
法人税、住民税及び事業税	435,760	556,040
法人税等調整額	97,857	47,844
法人税等合計	337,903	603,884
当期純利益	675,516	719,534

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)		当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		4,560,192	62.2	4,791,323	62.4
外注委託費		1,702,122	23.2	1,797,791	23.4
経費		1,065,828	14.6	1,088,113	14.2
当期総製造費用		7,328,143	100.0	7,677,228	100.0
期首仕掛品たな卸高		172,414		253,031	
合計		7,500,557		7,930,260	
期末仕掛品たな卸高		253,031		284,416	
売上原価		7,247,525		7,645,844	

(原価計算の方法)

原価計算の方法については、個別原価計算制度を採用しております。

(注) 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
賃借料	427,391千円	451,993千円
リース料	47,627	29,231
旅費交通費	104,969	108,959

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	966,480	979,246
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	12,766	5,294
当期変動額合計	12,766	5,294
当期末残高	979,246	984,540
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	-	12,766
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	12,766	5,294
当期変動額合計	12,766	5,294
当期末残高	12,766	18,060
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	-	12,766
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	12,766	5,294
当期変動額合計	12,766	5,294
当期末残高	12,766	18,060
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	-	6,458
当期変動額		
利益準備金の積立	6,458	22,301
当期変動額合計	6,458	22,301
当期末残高	6,458	28,759
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	46,507	650,981
当期変動額		
剰余金の配当	64,585	223,011
利益準備金の積立	6,458	22,301
当期純利益	675,516	719,534
当期変動額合計	604,473	474,222
当期末残高	650,981	1,125,203
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	46,507	657,439
当期変動額		
剰余金の配当	64,585	223,011
利益準備金の積立	-	-
当期純利益	675,516	719,534
当期変動額合計	610,931	496,523
当期末残高	657,439	1,153,962

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	1,012,987	1,649,452
<b>当期変動額</b>		
新株の発行（新株予約権の行使）	25,533	10,588
剰余金の配当	64,585	223,011
当期純利益	675,516	719,534
<b>当期変動額合計</b>	636,464	507,111
当期末残高	1,649,452	2,156,564
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	43,627	35,282
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,344	2,993
<b>当期変動額合計</b>	8,344	2,993
当期末残高	35,282	32,289
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	1,056,615	1,684,735
<b>当期変動額</b>		
新株の発行（新株予約権の行使）	25,533	10,588
剰余金の配当	64,585	223,011
当期純利益	675,516	719,534
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,344	2,993
<b>当期変動額合計</b>	628,120	504,118
当期末残高	1,684,735	2,188,853

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

## 【重要な会計方針】

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

#### (2) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 3～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 4 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

### 5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は当期の負担すべき期間費用として処理しております。

## 【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当事業年度において株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

## 【表示方法の変更】

(貸借対照表関係)

前事業年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」は、負債及び純資産の総額の100分の1以下となっているため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表を組替えております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払消費税等」に表示していた51,882千円は、「流動負債」の「その他」として組替えております。

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えているため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表を組替えております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた2,985千円は、「営業外収益」の「助成金収入」660千円、「雑収入」2,325千円として組替えております。

## 【会計上の見積りの変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しておりません。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年5月31日)	当事業年度 (平成24年5月31日)
	<p>偶発債務 (重要な訴訟事件)</p> <p>平成21年8月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年1月31日に横浜地方裁判所より(判決書の送達を受けた日 平成24年2月2日)、被告(除く、横浜市)は連帯して、損害賠償金1,408,189千円及びこれに対する遅延損害金(起算日から支払済みまで年5分の割合による金員)を支払う判決を受けました。</p> <p>当社としては、当該判決を不服として、平成24年2月3日に東京高等裁判所へ控訴しております。</p> <p>なお、当該判決には仮執行宣言が付されており、強制執行停止のため、平成24年2月3日に1,196,980千円を供託しております。</p>

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は99%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	当事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)
役員報酬	174,120千円	198,570千円
給与手当	661,369 "	753,110 "
退職給付費用	30,221 "	34,251 "
法定福利費	117,676 "	127,284 "
賃借料	111,828 "	128,470 "
租税公課	113,746 "	107,298 "
支払手数料	162,764 "	165,364 "
貸倒引当金繰入額	577 "	30 "

- 2 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	当事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)
建物	303千円	千円
工具、器具及び備品	227 "	52 "
合計	530千円	52千円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

[次へ](#)

(リース取引関係)

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年5月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	34,084	31,133	2,951
合計	34,084	31,133	2,951

(単位：千円)

	当事業年度 (平成24年5月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	3,766	3,609	157
合計	3,766	3,609	157

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年5月31日)	当事業年度 (平成24年5月31日)
1年内	3,010	175
1年超	175	
合計	3,185	175

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年6月1日 至平成23年5月31日)	当事業年度 (自平成23年6月1日 至平成24年5月31日)
支払リース料	18,370	3,062
減価償却費相当額	16,521	2,794
支払利息相当額	431	51

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年5月31日)	当事業年度 (平成24年5月31日)
1年内	931	294
1年超	294	
合計	1,225	294

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年5月31日)

子会社株式(貸借対照表価額 63,372千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成24年5月31日)

子会社株式(貸借対照表価額 128,372千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	当事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	34,408千円	25,296千円
未払賞与	184,442 "	152,260 "
退職給付引当金	40,866 "	40,257 "
長期未払金	50,301 "	43,966 "
関係会社株式評価損	34,881 "	30,489 "
その他	47,447 "	41,318 "
小計	392,348 "	333,590 "
評価性引当額	96,040 "	85,127 "
繰延税金資産合計	296,307千円	248,463千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日)	当事業年度 (自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日)
法定実効税率	40.5%	40.5%
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	0.2 "	0.2 "
住民税均等割等	4.0 "	3.3 "
評価性引当額の増減	12.2 "	0.1 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	"	1.4 "
その他	0.8 "	0.1 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.3%	45.6%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年5月31日まで 40.5%

平成24年6月1日から平成27年5月31日 37.8%

平成27年6月1日以降 35.4%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が18,134千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が18,134千円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社及び支店の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込み期間は不動産賃貸借契約開始から15年間を採用しております。

2. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
期首残高	72,661千円	79,045千円
新たな賃貸借契約の締結に伴う増加額	15,817 "	10,737 "
既存の賃貸借契約の解約等に伴う減少額	9,434 "	6,418 "
期末残高	79,045千円	83,364千円

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用したことによる残高であります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
1株当たり純資産額	212円19銭	276円83銭
1株当たり当期純利益金額	87円15銭	92円43銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	86円84銭	92円11銭

(注) 1 当社は、平成23年 6月 1日付にて普通株式 1株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額を算定しております。

- 2 「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2号 平成22年 6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4号 平成22年 6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 9号 平成22年 6月30日)を適用しております。この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額	63,655円95銭
1株当たり当期純利益金額	26,145円32銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	26,054円56銭

- 3 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 6月 1日 至 平成23年 5月31日)	当事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	675,516	719,534
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	675,516	719,534
普通株式の期中平均株式数(株)	7,751,289	7,784,770
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	27,262	26,677
(うち新株予約権(株))	(27,262)	(26,677)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	会社法に基づくストック・オプション制度に係る新株予約権116,700株	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[前△](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄		券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価 証券	満期保有 目的の 債券	バンク・オブ・アメリカ・コーポレ ーション第6回円貨社債	100,000
		ロイズ・ティーエスピー・バンク・ ビーエルシー第4回円貨社債	100,000
		小計	200,000
計		200,000	200,538

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	52,942	18,193		71,135	30,842	7,000	40,293
工具、器具及び備品	83,772	23,962	781	106,954	67,877	25,625	39,077
有形固定資産計	136,715	42,156	781	178,090	98,720	32,626	79,370
無形固定資産							
ソフトウェア	252,917	6,126		259,044	243,828	4,064	15,215
ソフトウェア仮勘定		24,130		24,130			24,130
電話加入権	406			406			406
無形固定資産計	253,324	30,256		283,581	243,828	4,064	39,752

(注) 当期増加額及び減少額の主な内容は次のとおりであります。

- 1 建物の増加の主な内容は、支店移転（大阪、神戸、宇都宮、岡山）に伴う建築工事11,884千円であります。
- 2 工具、器具及び備品の増加の主な内容は、電話設備11,981千円及び事務機器11,265千円であります。
- 3 ソフトウェアの増加の主な内容は、業務管理システム改修4,668千円であります。
- 4 ソフトウェア仮勘定の増加は、住宅性能評価申請書作成支援システム24,130千円であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,324	3,806	967	3,836	4,326

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は洗替及び回収によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金	
普通預金	1,055,890
定期預金	100,000
配当支払預託金	183
郵便口座	5,579
小計	1,161,652
合計	1,161,652

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先等	金額(千円)
大和ハウス工業株式会社	83,541
株式会社住宅あんしん保証	42,442
パナホーム株式会社	39,189
三井ホーム株式会社	16,387
東京セキスイハイム株式会社	9,289
その他	217,274
合計	408,126

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
409,083	3,226,392	3,227,349	408,126	88.8	46.3

- (注) 1 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。  
2 当期首残高及び当期末残高には破産・更生債権を含んでおりません。

仕掛品

品目	金額(千円)
確認検査仕掛品	160,423
住宅性能評価仕掛品	113,099
その他事業仕掛品	10,892
合計	284,416

繰延税金資産

繰延税金資産は、248,463千円であり、その内容については「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

差入保証金

相手先	金額(千円)
住友不動産株式会社	182,655
日本橋プラザ株式会社	24,681
株式会社TAKプロパティ	15,785
日本生命保険相互会社	15,650
三井住友信託銀行株式会社	12,898
その他	109,419
合計	361,091

供託金

区分	金額(千円)
訴訟供託金	1,196,980
合計	1,196,980

未払金

相手先	金額(千円)
財団法人福岡県建築住宅センター	15,544
株式会社建築構造センター	13,252
株式会社東京証券取引所	12,600
株式会社ケー・デー・シー	9,586
みずほインベスターズ証券株式会社	8,400
その他	187,008
合計	246,390

未払費用

区分	金額(千円)
従業員賞与	402,806
社会保険料	118,766
従業員給与	31,936
その他	20,448
合計	573,958

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	216,964
住民税	66,157
事業税	68,341
合計	351,463

前受金

相手先	金額(千円)
大和ハウス工業株式会社	37,947
パナホーム株式会社	17,069
住友林業アーキテクノ株式会社	10,377
住友林業株式会社	9,358
東京セキスイハイム株式会社	8,971
その他	535,359
合計	619,084

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

平成21年8月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年1月31日に横浜地方裁判所より、被告（除く、横浜市）は連帯して、損害賠償金14億818万9,644円及びこれに対する遅延損害金（起算日から支払済みまで年5分の割合の金員）を支払う判決を受けました。当社としては、当該判決を不服として、平成24年2月3日に東京高等裁判所へ控訴し、現在係争中であります。

平成21年11月5日付にて、有限会社クレールベイサイドイタリア村から、当社他、設計事務所2社、建設会社2社、及びインテリア会社1社を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額9億9,991万7,770円及び、これに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合の金員）を東京地方裁判所において提訴され、現在、名古屋地方裁判所において係争中であります。

平成22年6月22日付にて、医療法人ワカサ会から、当社他、設計・監理会社1社、建設会社1社を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額20億3,921万6,822円及び、内金20億1,921万6,822円に対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5分の割合の金員）を広島地方裁判所において提訴され、現在係争中であります。

平成21年4月27日付にて、株式会社日本リートから提訴されていた、当社、設計事務所及び建築士等を被告とする損害賠償請求訴訟について、平成24年3月29日に大阪地方裁判所より判決の言い渡しがあり、当社に対する請求は全て棄却されたため、原告は当該判決を不服として、平成24年4月13日に当社に対し控訴を提起し（賠償請求金額4億7,790万1,063円及びこれに対する平成21年6月4日から支払済みまで年5分の割合の金員）、現在、大阪高等裁判所において係争中であります。

当社といたしましては、いずれの訴訟においても損害賠償請求を受けるべき点はないものと考えており、裁判で当社の正当性を主張し争っていく方針です。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公示方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.j-eri.co.jp">http://www.j-eri.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第12期)(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日) 平成23年8月31日関東財務局長に提出。

#### (2) 有価証券報告書の確認書

事業年度(第12期)(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日) 平成23年8月31日関東財務局長に提出。

#### (3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第12期)(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日) 平成23年8月31日関東財務局長に提出。

#### (4) 四半期報告書

第13期第1四半期(自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日) 平成23年9月30日関東財務局長に提出。

第13期第2四半期(自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日) 平成23年12月28日関東財務局長に提出。

第13期第3四半期(自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日) 平成24年3月30日関東財務局長に提出。

#### (5) 四半期報告書の確認書

第13期第1四半期(自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日) 平成23年9月30日関東財務局長に提出。

第13期第2四半期(自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日) 平成23年12月28日関東財務局長に提出。

第13期第3四半期(自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日) 平成24年3月30日関東財務局長に提出。

#### (6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 平成23年8月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(訴訟の提起)の規定に基づく臨時報告書 平成24年6月4日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 8月30日

日本E R I株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 谷 修 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本E R I株式会社の平成23年6月1日から平成24年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本E R I株式会社及び連結子会社の平成24年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本E R I株式会社の平成24年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、日本E R I株式会社が平成24年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 8月30日

日本E R I株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 谷 修 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 山 正 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本E R I株式会社の平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本E R I株式会社の平成24年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。